



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス憲法における政党の地位（一）
Author(s)	小野, 善康; ONO, Yoshiyasu
Citation	北大法学論集, 27(1), 1-58
Issue Date	1976-08-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16202
Type	departmental bulletin paper
File Information	27(1)_p1-58.pdf



フランス憲法における政党の地位 (一)

小 野 善 康

目 次

はじめに

第一章 政党・結社の自由

第一節 結社の自由の歴史の概観

第二節 現行憲法下の政党・結社の自由

第一章のまとめ

第二章 政党・結社の規制

第一節 一九〇一年法による結社の民事上の能力の規制

第二節 一九〇一年法による結社の解散

第三節 一九三六年法が規定する行政部の命令による結社の解散

第二章のまとめ (以上本号)

第三章 議会法における政党の地位

第一節 第三共和制以前の議会法における議員グループの地位

第二節 第三共和制下の議会法における議員グループの地位

第三節 第四共和制下の議会法における議員グループの地位

第四節 第五共和制憲法下の議会法における議員グループの地位

第三章のまとめ

第四章 選挙法における政党の地位

第一節 フランスにおける選挙制度の歴史の概観

第二節 名簿投票制の採用による党派の優遇

第三節 第四共和制下の選挙法における政党の地位

第四節 第五共和制下の選挙法における政党の地位

第四章のまとめ

第五章 憲法における政党条項の設定

第一節 第四共和制憲法における政党条項設定の試み

第二節 第五共和制憲法における政党条項の設定とその意義

第五章のまとめ

むすび

次の法令集・判例集・雑誌については略号によって示す。

D. Recueil Dalloz

S. Recueil Sirey

Lebon. Recueil des arrêt du Conseil d'Etat

J. C. P. Juris-classeur périodique

Gaz. Pal. La Gazette du Palais

R. D. P. Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger.

はじめに

最近の日本の憲法学界において、政党はさかんに研究の対象とされるようになった。そもそも政党に関する憲法学的研究の課題が何であるかということは、未だ十分に明確にされていない⁽¹⁾が、従来の政党に関する憲法学的研究は二つのカテゴリーに分れるといえる。(一)は一国の憲法秩序——実定諸法を含む実質的意味の憲法——において政党がいかなる地位を占めているかという問題、あるいはこれを敷衍して、政党の憲法上の地位ないし、政党の憲法的性格の問題を取りあげる研究。⁽²⁾(二)は政党(ないし政党制)のあり方が憲法が設定する政治制度の実際の働きに及ぼす影響、又はこれとは逆に、この政治制度が政党のあり方に及ぼす影響という問題を取りあげる研究である。⁽³⁾(一)は憲法と政党の法的関係に注目する、法的・靜態的な「憲法と政党」の研究、(二)は憲法と政党の事実上の関係に注目する、政治学的ないし社会学的・動態的な「憲法と政党」の研究であるといつてよいであろう。本論稿は現行のフランス憲法の下で政党がどのような地位を占めているかという問題を取りあげた(一)のカテゴリーに属する研究である。

憲法秩序において政党がどのような地位を占めているかという問題、あるいは政党の憲法上の地位ないし政党の憲法的性格の問題を取りあげた論稿はすでにかなりの数にのぼっている。それにもかかわらず、ここに同じテーマを取りあげたのは、一言でいえば、このテーマに関する従来の研究の多くのものが主としてドイツの法制を素材とするものであり、⁽⁴⁾その他の外国の法制を素材とするものが極めて少ないことによる。一国における政党のあり方、ひいては政党の憲法上の地位は、その国の歴史や政治情況と密接に結びついたものであるから、その態様は国々による差異が大きいと考えられる。それ故、研究の対象が西ドイツに偏っている現状にはいささか問題があるといえよう。⁽⁵⁾

本稿は、従来の研究によって取り残されている側面を補おうとのささやかな試みとして、現行フランス憲法の下で

政党がいかなる地位を占めているかを明らかにしようとするものである。憲法の下では憲法典を含む憲法秩序の下での意であり、議会法・選挙法はもとより、結社に関する諸々の実定法及び判例（國務院 *Conseil d'Etat*、司法裁判所、憲法院 *Conseil constitutionnel*）をも考察の対象に含める。現行憲法下の政党の地位を明らかにすることを課題としているが、必要な限度において歴史的考察を加味する。

現行フランス憲法典である一九五八年憲法は、「政党及び政治集団は選挙による意思の表明に協力する。それらは自由設立され且つ自由に活動をなす。それらは国家主権及び民主主義の原理を尊重しなければならない。」（四条）との規定を置いている。この条項は、西ドイツ憲法二一条と類似しているが、政党と政治集団を区別しない点や連憲政党の排除という法的効果を伴わない点などにおいて、西ドイツ憲法二一条とは重要な意義の相異があり、その実質においてむしろ日本のあり方に近い面をもっている。フランス憲法の政党の取り扱い方は、西ドイツのように憲法が政党の役割を規定し且つ連憲政党の排除を明示するあり方とはもとより、日本や米国のように憲法が政党について何ら言及しないというあり方とも異なる、いわば第三のあり方を示すものである。このフランス憲法の下で政党がどのように位置づけられているかということを示明かにすることは、政党の「憲法的性格」ないし「憲法上の地位」を明らかにするための一つの素材となるであろうし、わが国の憲法における政党の地位を考えるためにも示唆するところがあると考えられる。

なお、先に(二)としてあげた、政党の現実の働きに注目するところの動態的な「憲法と政党」の研究は、既に若干のすぐれた研究があるとはいえ、未だ少ないように思われる。そもそも憲法学が政党を取りあげる最大の理由の一つは、政党こそが「憲法を現実⁽⁸⁾に動かすもののいわば主力」であるという共通の認識にあると考えられるから、政党の現実の働きを問題にするこの方向の研究が今後ますます積極的にすすめられる必要があろう⁽⁹⁾。

(1) 政党に関する憲法学的研究の課題を明らかにすることを意図した論稿として、手島孝「政党の憲法理論のために」(法律時報三八卷七号)がある。

(2) この問題を取りあげた日本の研究者の研究として次のものがとくに重要である。(著者名に従い、あいいうえお順に記す)。

声部信喜「政党と選挙」(「憲法と議会政」所収、東京大学出版会、一九七一年、阿部照説「西独における政党の憲法上の地位」(法学論叢六八卷四号)、大山正武「政党と憲法問題——反体制政党を中心として」(法学研究四一卷五号)、小林昭三「政党のいわゆる憲法の融合について」(早稲田政経雑誌一五三三三)、同「政党の憲法的融合についての再論」(早稲田政経雑誌一八九号)、同「近代政党の出現が憲法政治に与えた影響」(公法研究三〇号)、小山博也「基本法二一条と共産党の禁止」(埼玉大学社会科学論集六号)、佐藤功「政党の法制化」(政治経済論叢九卷二二号)、同「憲法と政党——序説」(政治経済論叢一四卷二二号)、同「西ドイツにおける憲法と政党」(上智法学一三卷一号、一四卷一号)、同「憲法と政党」(宮沢俊義先生古稀記念「憲法の現代的課題」所収、有斐閣、一九七三年)、竹内重年「西ドイツ政党法案をめぐる一論争」(自治研究四四卷九号)、同「西ドイツ政党法について」(ジュリスト三九六号)、同「西ドイツにおける政党の憲法上の地位」(熊本法学一七号)、同「西ドイツ政党法の実効性」(自治研究五〇卷二二号)、土屋正三「政党法序説」(自治研究三四卷九号、一〇号)、同「政党と憲法」(自治研究三五卷二二号)、同「政党法論」(自治研究四三卷九号、一〇号、一一号、一二号、四四卷二二号、四五卷一、二、五号、七号、九号)、同「西ドイツの政党法」(自治研究四四卷四号、五号)、同「西ドイツ政党法についての連邦議会と参議院における論議」(自治研究四四卷八号、九号)、同「新政党法についてその他」(自治研究四四卷二二号、二二二号)、同「政党の機会均等」(自治研究四六卷二二、三三三)、同「政党について」(自治研究四六卷九号、一〇号)、手島孝「現代憲法と政党」(岩波講座現代法3「現代の立法」所収、一九六五年)、同「政党禁止に関する憲法裁判制度について」(法政研究二五卷二二、四号)、同「西独基本法政党条項をめぐる憲法上の諸問題」(ジュリスト一四八号)、同「政党の憲法理論のために」(法律時報三八卷七号)、西村信雄「西ドイツにおける共産党禁止の判決」(法律時報二八卷一一号)、野村敏三「フランス憲法と政党」(公法研究三〇号)、本間四郎「韓国憲法における政党の地位」(公法研究三〇号)、丸山健「ワイマール憲法と政党」(法学二六卷一号)、同「政党」(清宮・佐藤編「憲法講座」第三卷所収、有斐閣、昭和三九年)、同「憲法と政党」(清宮博士退職記念「憲法の諸問題」所収、有斐閣、一九六三年)、同「政党の憲法学的考察」(法経研究一六卷一号、一七卷一号、一八卷三三、一九卷二二)、宮沢俊義「憲法と政党」(憲法と政治制度)所収、岩波、昭和四三年)、同「政党国家から政党独裁制へ」(前掲「憲法と政治制度」所収)、同「たかう民

主制」(「法律学における学説」所収、有斐閣、昭和四三年)、山下健次「戦後日本における政党法制的展開」(法学セミナー一二二号)、和田英夫「憲法と政党」(「憲法の現代的断面」所収、評論社、昭和三六年)。なお一九六六年以前に発表された論稿で、ここにあげたもの以外のものについて、丸山健「政党の憲法学的考察」(法経研究一六卷一四頁)の文献表を参照されたい。

また以下の外国人の手になる研究(邦訳されたもの)はこのカテゴリーに属する研究として重要である。西ドイツ連邦内務大臣設置政党委員会報告書「政党制度の法的秩序」(原著 *Rechtliche Ordnung des Parteiwesens*, 1957)(自治庁選挙局、昭和三十三年)、トリール・美濃部達吉訳「憲法と政党」(原著 *Die Staatsverfassung und die politische Parteien*, 1928)(美濃部「憲法と政党」所収、日本評論社、昭和九年)、ライプホルツ・阿部照哉等訳「現代民主主義の構造問題」(原著は *G. Leibholz, Strukturprobleme der modernen Demokratie*, 1958)木鐸社、昭和四九年)(これは論文集であるが、この中のⅢ「新しいドイツ憲法における人民と政党」、Ⅳ「近代民主主義の構造変化」、Ⅴ「自由で民主的基本秩序とボン基本法」が重要である)、ライプホルツ・小林宏農訳「憲法と政治的現実」(法学セミナー一四七号、一四八号)。

(3) この問題を取りあげた日本の研究者の研究として次のものがとくに重要である。(憲法学的研究と密接な関係を有する政治学者の手になる研究を含む)。円藤真一「政党の理論」(勁草書房、一九六七年)、同「議會制の原理と政党制」(公法研究三〇号)、太田雅夫「憲法政治における政党の機能」(公法研究三〇号)、小林昭三「近代政党の出現が憲法政治に与えた影響」(公法研究三〇号)、佐藤功「政治機構と政党」(「憲法研究入門」下所収、日本評論社、一九六七年)、清水望「西ドイツの政治機構」(成文堂、昭和四四年)。(この中の第二編「連邦議会と連邦参議院」、第三編「連邦大統領」、第四編「連邦政府と連邦宰相」において政党の憲法上の役割が考察されている)、中村宏「イギリス憲法における二党制の研究」(法学論叢九五卷二号)、樋口陽一「議會制の構造と動態」(木鐸社、昭和四八年)。(この中の、Ⅰ「現代西欧型政治制度の類型論」、Ⅲ「議院内閣制における多数派と選挙制度」の二論稿が重要)、升味準之輔「政党制と官僚制」(「現代政治と政治学」所収、岩波、昭和三九年)、宮沢俊義「政府と政党の關係——わが憲政史の回顧」(「日本憲政史の研究」所収、岩波、昭和四三年)。

また以下の外国人の手になる研究(邦訳されたもの)はこのカテゴリーに属する研究として重要である。モリス・デュベルジエ・岡野加穂留訳「政党社会学」(原著 *M. Duverger, Les partis politiques*, A. Colin, 初版は一九五一年その後版を重ねている。訳書は初版の訳)(潮出版社、一九七〇年)、シャットシュナイダー・間登志夫訳「政党政治論」(原著 *E. E. Schattschneider, Party Government*, Rinehart and Company, 初版は一九四二年でその後版を重ねている。訳書は第一〇版)(一九五

九年の訳。(法律文化社、一九六二年)、マッケンジー・早川崇、三沢潤生訳「英国の政党」(上下)(原著 R. T. McKenzie, British political parties — The distribution of power within the Conservative and Labour Parties, Heinemann, 1964) (有斐閣、上巻昭和四〇年、下巻昭和四五年)、シグマンド・ノイマン・渡辺一訳「政党」(Ⅰ)(Ⅱ)(原著 S. Neumann, Modern Political Parties, University of Chicago, 1956) (みすず書房、Ⅰは昭和三年、Ⅱは昭和三十六年)。

(4) このテーマに関する多くの研究が西ドイツの法制を素材として選んだ理由として、西ドイツの憲法(二一条)が諸外国に先んじて政党条項を設定したこと、西ドイツの公法学界が憲法と政党の問題をさかんに取りあげ、その結果豊かな研究成果を生み出したことをあげることができよう。

(5) このテーマに関する研究の対象が西ドイツに偏っている結果、研究自体が多分に西ドイツ公法学会の影響を受けているように筆者には思える。

(6) 佐藤功・前掲「憲法の現代的課題」三六五頁。

(7) 筆者としてはフランスにおける政党の憲法政治上の機能について、「フランス第五共和制憲法における政党の機能——多数派ゴースト政党を中心として」という表題の下に近く公にする予定である。

第一章 政党・結社の自由

政党をどう定義するかについては諸々の説があるが政党が政治結社のカテゴリーに入ることは明らかである。近時、憲法自体が一般の結社と政党を区別して規定したり、政党法を設けたりする国が見られるようになったがフランスはこのようなあり方をしていない。⁽³⁾ フランスにおいては、政党は、その自由の保障についても規制についても、一般の結社と全く同じ取り扱いをうける。従って第一章と第二章においては政党を含む結社一般を考察の対象とする。第一章においては結社の自由がどのような経過で確立されるに至ったか、その歴史的経緯を概観し、現在これがどのような形で憲法上の権利とされているかを考察する。

第一節 結社の自由の歴史の概観

はじめに、大革命以後現在の基本法が成立した一九〇一年迄の、フランスにおける結社の自由の歴史を概観しておく。⁽⁴⁾

一七八九年の人権宣言には結社の権利は掲げられていない。⁽⁵⁾ そればかりではなく、一七九一年に制定されたル・シャプリエ法は同一の職業に従事する人々が団体的な行動として、決議や協定をなすことは「人権宣言を侵す」と規定し、人権宣言は結社の権利を排除しているとの見方をうち出している。この点をいさ少し詳しく説明しよう。ル・シャプリエ法は同業組合の廃止を規定した法律である。第一条は同業組合の廃止を確認し且つ「いかなる名目およびいかなる形式の下においてであれ」同業組合の再建を禁止する旨規定した。さらに第四条はこう規定していた。「もし自由と憲法の諸原則に反して、同じ職業、同じ技術、同じ手工業に属する市民が決議(délibérations)をなし、あるいは彼等の才能又は労働の助力を一致して拒絶し、または一定の価格においてのみ承諾する協定をなすばあいには、上記の決議および協定は違憲であり且つ自由と人権宣言を侵犯するものとして無効と宣言される(sont déclarées inconstitutionnelles et attentatoires à la liberté et à la Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen, et de nul effet)」。この第四条は直接には同業組合を以って人権宣言に違反するといっているのではなく、「決議」や「協定」をさして言っている。しかし、第一条の同業組合の禁止を前提にし、「決議」や「協定」が同業組合の活動と同一の意義を有することに着眼し、これを「人権宣言に違反する」としているものと見なければならぬ。このル・シャプリエ法が、ロベスピエールの如き左派の人々をも含め、ほとんど何等の反対もなく可決されたという事実は当時の人々が集団の存在は人権宣言の埒外であり、むしろこれを侵しかねないものと見ていたことを示すものである。一七八九年人権宣言がもつこのような個人主義的性格は修道会や同業組合(ギルド)といった当時の代表的な結社が多く

の人々によって敵意をもって見られていたという事実⁽¹⁰⁾に由来するものと思われる。

ナポレオン帝政時代の一八一〇年に制定された刑法典は結社結成を許可制にする規定を含む点で、結社を規制する立法として極めて重要である。即ち刑法二九一条⁽¹¹⁾は二十人以上の結社については政府の事前の同意なしには結成してはならない旨規定し、この条項に対する違反には刑罰が課されることになった。この事前許可制が一九〇一年に至る迄存続する。

一八三四年になって刑法二九一条による結社の規制をより強化する法律が制定された。一八三四年四月一〇日法がそれである。この法律は二十人以上の結社が二十人以下の支部を結成している場合にも刑法二九一条が適用される旨規定し且つ刑罰を重くした。⁽¹²⁾

第二共和制の下で一八四八年憲法八条は結社結成の自由を掲げた。⁽¹³⁾しかしこれに先立って制定された一八四八年七月二八日法(デクレ)は秘密結社の禁止、非公開の政治結社の事前届出制など結社結成を規制する内容を含んでいた。⁽¹⁴⁾結社結成の自由を定めた憲法八条がこの七月二八日法の規定を無効にするか否かが裁判で争われるという事件が生じたが、一八四八年十二月十四日の破毀院判決は、憲法八条は七月二八日法の効力を失わしめることはないとした。⁽¹⁵⁾一九四八年憲法八条には、「他人の権利又は自由および公共の安全」の必要上(結社の自由を)制限することができるとの留保が付されているが、結社を規制する諸法令はまさにこの「他人の自由又は公共の安全」のためのものに他ならないと考えられたからである。⁽¹⁶⁾それ故この憲法八条の条項の下で刑法二九一条が存続することについては何の疑問も出されなかったものであり、憲法が掲げた結社の自由は実際上の役割を果しえなかった。

第三共和制の下で結社規制は次第に緩和される。先ず一八七五年、高等教育に従事することを目的とする結社について、刑法二九一条(許可制)の適用を排除し且つこれに財産上の権能を付与した法律が制定された。⁽¹⁷⁾ついで一八八四年、労働組合を含む職業組合の結成について刑法二九一条の許可制を廃止した重要な法律が制定された。一八八四

年三月二一日法がそれである。⁽¹⁸⁾ この法律は職業組合について自由な設立を許したが同時に組合の規約及び指導者の名前の届出の義務を課した。

第三共和制以後高等教育に従事することを目的とする結社、及び職業組合についてなされてきた結社規制の緩和をさらにおし進め、一般の結社について設立の自由の原則を掲げたのが一九〇一年七月一日法である。この法律の成立の動機をなしたものは国民の結社設立の自由の要請であるが、同時に当時の最も有力な思潮である反教権主義の動きがこの法律に大きな影響を与えた。反教権主義をとる共和派の人々は、結社の自由を求める動きとは逆の方向で、修道会に対する規制の存続を強く求めたのである。この相矛盾する二つの要請がこの法律を複合的なものにした。この法律の構造・内容は私なりに整理すれば次のようになる。⁽¹⁹⁾

(一)刑法二九一条(結社の許可制を定めた条項)以下の規定の廃止(二一条)。

(二)結社を通常の結社、外国人の結社、修道会に分けこれらの各々に、設立及び解散について異なる取り扱いをした。即ち通常の結社については、設立の自由を認め、解散については司法裁判所しかなしえないとし、外国人の結社については、設立の自由は認めるが解散については行政府がなしうる(十二条)とし、修道会については設立に許可を要する(十三条)とした。⁽²⁰⁾

(三)右にあげた三カテゴリーの結社のうちここで考察の対象とする通常の結社の設立の自由および解散についてはこの規定する。「人的結社は許可も事前の届出もなしに自由に設立されうる」(二条)。「違法な原因に基づき又は違法な目的を有する結社即ち……は無効である」(三条)。無効な結社は司法裁判所によって解散を宣せられる(七条)。(違法な結社の解散については次章で詳述)。

(四)通常の結社を無届の結社、届出結社、行政庁によって公益性を認められた結社の三カテゴリーに分け無届の結社

には法的権能を認めないという制度を設けた。(結社の権能の制限については次章で詳述)。

成立の事情にも左右されて、この法律の性格はかなり複雑である。通常の結社の設立について刑法二九一条を廃止して設立の自由の原則を掲げた点では従来の法制に比し著しい進歩を示した。⁽²³⁾しかし修道会については許可制にしたこと、通常の結社についても無届の結社については全く法的権能を認めなかったことなど、この法律には、結社の自由な活動を規制する側面も極めて強い。結局この法律は通常の結社の自由な設立と活動を求める世論の要請、修道会に対する一般国民及び政府の敵視、結社が強力な存在になることに對する政府の警戒の念がからみあって成立したものと見る他ない。それ故この法律は、それ自体としては、結社の自由な活動を保障する内容をもつものということはできない。しかし次の章で見るように、司法裁判所及び國務院(Conseil d'Etat 以下同じ訳語を用いる)は一九〇一年法の運用において、次第に同法が規定する結社権能の制限を緩和し、結社解散のための要件を嚴格にすることによって、同法に權利章典としての性格を与えていくようになった。⁽²⁴⁾こうして第四共和制憲法の成立とともに、一九〇一年法は憲法前文が掲げた「共和国の諸法律」の中に数えられることになり、一九〇一年法の權利章典としての性格が確立する。

(一) 政党の定義について、清宮教授は「政治上の意見を同じくする人々が、政治權力に参加して、その意見を実現するために組織する集団」だとする。清宮四郎、法律学全集3、「憲法」(新版)有斐閣、昭和四九年、七〇頁。円藤教授は「近代的議會政を前提とし、その下で政治過程の統制特に政權獲得維持を目的として活動する自主的継続的社会団体」だとする。内藤貞一「政党の理論」勁草書房、三頁。その他諸家の定義については、円藤貞一、前掲書二頁以下、丸山健「政党の憲法学的考察」法政研究一六卷一六頁以下、S・ノイマン編、渡辺一訳、前掲「政党」(Ⅱ)、五二三頁参照。フランスにおいては憲法上も法律上も政党は他の政治的結社と区別されていないため本研究においては必ずしも政党と他の政治結社を区別する必要がないうえ、リーグ(Ligue)と呼ばれる政党と類似しているが厳密な意味では政党とはいえない政治的結社をも政党とともに考察の対象に含める必要があり、この点からはむしろ政党と他の結社を区別しない方がよいため、本稿ではとくに政党を定義しない。

- (2) 例えば西ドイツ・イタリアなど。この点については、小林昭三「政党のいわゆる憲法的融合について」早稲田政経雑誌一五三
号一〇九頁以下参照。
- (3) 第四共和制憲法制定に際して、憲法に政党条項を設け政党法を制定しようとの動きがあつたが実を結ばなかった。これについ
ては第五章でふれる。
- (4) 結社の自由の歴史については P. Nourisson, Histoire de la liberté d'association en France depuis 1789. I. II.,
Librairie de la société du Recueil Sirey, 1920. A. De Faget de Casteljau, Histoire du droit d'association de 1789 à 1901,
Librairie nouvelle de droit et de jurisprudence, 1905. C.-A. Colliard, Libertés publiques, 3^e éd., Dalloz, 1968. p. 573
et suiv., G. Burdeau, Les libertés publiques, 3^e éd. L. G. D. J. 1966. p. 173 et suiv.
- (5) 一七八九年の人権宣言のテキストとして M. Duverger, Constitutions et documents politiques, P. U. F., 1968, Paris,
p. 3 et suiv. を使用。山本桂一訳のテキスト(岩波文庫、高木・末延・宮沢編、人権宣言集、昭和四三年発行)一三〇頁以下)と
及び宮沢俊義、憲法Ⅱ(新版)有斐閣、昭和四八年一五頁以下を参照。
一七八九年の人権宣言について、深瀬忠一「一七八九年人権宣言研究序説」(一)(二)、北大法学論集一四卷三・四合併号一三六
頁以下、一五卷一五頁以下、一八卷三三九頁以下。稲本洋之助「一七八九年の人および市民の権利」東京大学社会科学研究所
所編、基本的人権Ⅲ、東京大学出版会、一九七四年、八七頁以下参照。
- (6) この人権宣言第二条に「あらゆる政治的団結(association politique)の目的は人の消滅することのない自然権を保全するこ
とである。これらの権利は自由、所有権、安全および圧制への抵抗である。」との文言が見られるが、この association
politique は国家そのものを指すと考えられている。P. Nourisson, Histoire de la liberté d'association en France depuis
1789, T. I. p. 103. 宮沢俊義、前掲「憲法Ⅱ」(新版)一五一一六頁。
- (7) ル・シャブリエ法については、中村睦男「フランス憲法における社会権の発展」北大法学論集十四卷三三五頁一三三六頁、
Lavigne, Le travail dans les constitutions française, 1946. p. 94—98. 杉原泰雄「国民主権の研究」岩波、昭和四六年、二
五二頁以下に法文の全訳がある。
- (8) 中村、前掲論文、三三六頁。
- (9) この点については、宮沢俊義、憲法Ⅱ一五一—一九頁、高木・末延・宮沢編前掲「人権宣言集」一二八頁。

- (10) P. Nourisson, T. I. op. cit., p. 93 et suiv, A. De Faget de Casteljau, Histoire du droit d'association de 1789 à 1901. op. cit., p. 24 et suiv.
- (11) 刑法一九一条一項は「二〇人以上の結社で宗教上、文学上、政治上又はその他の目的に従事する為に毎日集まり又は定められた日に集まることを目的とする結社は全て政府の同意を得た上で且つ行政庁 (autorité publique) が課する条件の下においてしか結成されえない」と規定する。この規定に違反した場合の制裁は厳しい。この規定に違反して結成された結社は解散させられ(一九二条)、演説などによって違反を扇動した者は罰金及び禁錮 (emprisonnement) が課される(一九三条)。これらの法文は Code pénal, Dalloz, 1959, p. 178.
- この刑法一九一条以下の規定は当時活発であった政治結社、とくにジャコバン派のクラブに対処するために置かれたものである。P. Nourisson, Histoire de la liberté d'association en France depuis 1789. T. I. op. cit., p. 180 et suiv.
- (12) この法律は直接的には「人権会」(Société des droits de l'homme) が一八三三年刑法一九一条の適用を免れる目的で小さい分会に分れたという事態に対処するために制定された。P. Nourisson, T. I. op. cit., p. 275 et suiv. 岡田与好教授はリヨン織布工の一八三一年、一八三四年の暴動が本法制定の背景にあることを指摘している。岡田与好、岩波講座「世界歴史」十八巻三六七頁。
- (13) 一八四八年十一月四日憲法八条は「市民は結社を結成し、平穩に武器をもたずに集会し請願をなし出版その他の方法で思想を表明する権利をもつ。これらの権利の行使は他人の権利又は自由および公共の安全以外のものによって制限されない」と規定した。L. Duguitt, H. Monnier, R. Bonnard, Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789. 7^e éd. L. G. D. J., 1952 p. 212. 野村敬造「フランス憲法・行政法論」昭和三十六年、有信堂、五九九頁参照。
- (14) 一八四八年七月二八日のデクレ五条は「クラブは公開されるべきであり、いかなる場合にも、直接又は間接の手段によって公開性を制限してはならずまた秘密委員会をつくってはならない」とする。また二条は「全てのクラブ又は集会」は監視總監又は市町村長及び知事に対する届出をなした後に開かれる旨規定する。同法について D. 1848. N. p. 150.
- (15) P. Nourisson, Histoire de la liberté d'association en France depuis 1789. T. II, op. cit., p. 12. 以下。この判決の記録は見るこがでななかつた。
- (16) cf. G. Burdeau, Les libertés publiques, op. cit., p. 176.

- (17) 一八七五年七月十二日法。この法律は「高等教育の自由」を確立することを目的として制定せられたものである(第一条がそれを示す)。この法律十条は高等教育の施設を設立又は維持するためにつくられた結社については刑法一九一条が適用されないことを明らかにした。また十一條は高等教育の施設については特別な手続の下に贈与や遺贈を受けうるとした。
- (18) 一八八四年三月二日法の法文については D. 1884. N. p. 129. この法律の制定経過・意義などについては中村睦男、「フランス憲法における社会権の発展」北大法学論集十五卷一九三頁、P. Nourisson, *Histoire de la liberté d'association en France depuis 1789*, T. II. op. cit., p. 174—195.
- (19) 第三共和制になってから結社の自由を求める要求が強くなった。とくに一八九九年ドレフェス派の人権同盟など若干のリーグ(ligue, 特殊な政治結社)に対して刑法一九一条が適用され、リーグの解散、そのメンバーに対する罰金が宣告され、この出来事を契機としてこの規定(刑法一九一条の廃止を求める運動が強化された。A. Faget de Castelnau, op. cit., p. 454 et suiv.
- (20) 当時の反教権主義の動きについて、石原司、「急進派とその政治行動」山本桂一編、フランス第三共和政の研究、昭和四十一年、有信堂、十一頁、五一頁参照。
- (21) 一九〇一年七月一日法の法文は D. 1901 N. p. 105. この法律の構造、内容については G. Burdeau, *Les libertés publiques*, op. cit., p. 179. et suiv. p. 190. C.-A. Collard, *Libertés publiques*, op. cit., p. 580 et suiv.
- (22) 外国人の結社については一九三九年四月十二日のデクン(D. 1939. L. p. 333)は「内務大臣の事前の許可」がなければ設立しえないとするより厳しい規定をおいた。この規定は今も生きている。cf. J. Robert, *Propos sur le sauvetage d'une liberté*, R. D. P. 1971. p. 1193. 修道会については一九四二年四月八日法によって事前許可制が廃止された(D. 1942. L. 105)。
- (23) cf. L. Duguít, *Traité de droit constitutionnel*, Vol. V, *Librairie des Écoles Françaises d'Athènes et de Rome*, 1925. p. 621. M.auriou, *Précis de droit constitutionnel*, 1929, p. 670.
- (24) コリアル教授は「実定法が人権保障に関して果たす役割は次の三つの態様に分かれるという。(一)「権利の保障に関する憲法の公式」を発展させる。(二)「人件宣言文は憲法前文の公式」を実定法の中に入れる。(三)憲法の規定が存在しない領域において、存在しない憲法規定そのものに代る」という三つの役割である。こういって彼は一九〇一年法は集会の自由に関する一八八一年六月三〇日法、出版の自由に関する一八八一年七月二九日法とともに(二)の役割を果たしているという。C.-A. Collard, *Libertés publiques*, op. cit., p. 103. なお集会の自由、出版の自由に関する二つの法律については、山本桂一「フランスにおける表現の自由」『国家学会雑誌七十卷十一・十二号一頁以下参照。

第二節 現行憲法下の政党・結社の自由

現行憲法の下では通常の法律である一九〇一年法の掲げた「結社の設立は自由である」とする基本原則が、行政権を拘束するものとしてばかりでなく、立法権をも拘束するものとして生きている。

現行第五共和制憲法は人権規定に関し、第四共和制憲法の人権宣言を継承するという態度をとった。即ち憲法前文は「フランス人民は一七八九年の宣言によって定められ、一九四六年憲法の前文によって確認され補完された人間の権利及び国民主権に対する愛着を厳粛に宣言する」⁽¹⁾としているのである。

第五共和制憲法によって継承された第四共和制憲法は次のように規定していた。⁽²⁾

「フランス人民は、一七八九年の権利宣言によって承認された人および市民の権利および自由並びに共和国の諸法律によって承認された基本原理を厳粛に再確認する。

以上に加えてフランス人民は、我々の時代にとくに必要なものとして次のような政治的、経済的および社会的原理を宣言する。」⁽³⁾

結局一九四六年憲法前文は三カテゴリーの人権を宣言した。(一)一七八九年の人権宣言が掲げたものの、(二)共和国の諸法律によって承認された基本原理、(三)四六年憲法が列挙したいわゆる社会権規定である。そして結社の自由を宣言していた一九〇一年法は(四)の共和国の諸法律に入るとされた。⁽⁴⁾

後に一九五六年七月十一日の國務院判決は結社の自由は「共和国の諸法律によって認められた基本原理」に入ることとを確認した。この事件はバリにあるヴェトナム人の結社(ヴェトナムは当時フランス連合に所属)が、外国人の結社については「内務大臣の事前の許可」がなければ設立しえず、また既存のものでこの許可を要求しなかったものは内務大臣の無効を確認する「決定」によって解散させられる、とする新法(デクレ)に基く内務大臣の「決定」の効

力を争ったものである。判決は(一)フランス連合所屬民に対しても憲法前文のいう「共和国の諸法律によって承認された基本原理」が適用される、(二)「結社の自由はこの基本原理に入る」、との二点から内務大臣の「決定」を無効とした。⁽⁵⁾この判決は結社の自由がこの「基本原理」に入るとしたが、結社の自由の内容を積極的に明らかにするということはしなかった。この判決の意義は次の二点にある。(一)結社の自由は第四共和国憲法前文の「基本原理」に入ることを確認したこと。(二)フランス人及びフランス連合所屬民に関しては、結社の設立に行政権の事前許可を要することとは「結社の自由」に反するとしたこと。つまりこの判決は「フランス国民は、行政権の許可を要せず、自由に結社を結成しうること」が結社の自由だとしたのである。この判決は一九〇一年法の法文(二条は「人的結社は自由に設立されうる」と規定)を一步も出ていないことが明らかである。

一九七一年に一九〇一年法の権利章典としての性格が一段とクローズアップされる事件が発生した。一九七一年七月一六日の憲法院の判決がそれである。この判決は一九〇一年七月一日法を改訂する一九七一年六月二五日法の合憲性をめぐってなされたものである。この判決についてはすでに紹介されているので⁽⁶⁾ここではそれを踏まえ結社の権利にとってのこの判決の意義を中心に考察したい。

前記一九七一年六月二五日法は⁽⁷⁾一九〇一年法の規定する届出の手続について次の点の変更を加えようとしたものである。

- (一)一九〇一年法の下で結社は届出をしなければ法的権能を有しないのであるが、この届出とは文字通り一定の事実を届出ることであり、届出と同時に「受領書」(réception)が与えられ(五条)、結社は法的権能を獲得するのであった。しかし改正法は、「受領書の作成後、官報への登載により団体は公けとなる」との法文を付加した(改正法一条)。
- (二)一九〇一年法三条が規定する違法な結社によりなされる届出の場合、もしくは解散が宣せられた結社を再建する

ものと考えられる結社によりなされる届出の場合、(検察官の請求により) 裁判所は受領書の交付を八日間猶予することができ、この期間中に裁判所は結社の解散を命じる仮処分をなしうる旨規定した(改正法三条)。要するに結社が、受領書が交付され法的権能を獲得する前に、裁判所によって解散が命じられることがありうることになった。

この法律が成立した後、元老院議長がこの法律の合憲性を問題とし、憲法六一条に基き憲法院に審査を要求した。これに対して憲法院は一九七一年七月一六日、改正法一条および三条の規定は違憲であるとの判断を下した。⁽⁸⁾ この判決の中心は次の如きものである。

(一)「結社の自由の原理」は第四共和制憲法前文にいう「共和国の諸法律によって認められた基本原理」の中に入る。

(二)右の原理は「結社は自由に形成され且つ事前の届出の提出というだけの条件で公然たるものになりうる」ことを含んでいる。

(三)それ故「法的権能の獲得のために、司法官憲による結社の合法性についての事前の統制に服せしめられることがありうるとする手続を設ける」改正法三条は違憲である。

この判決は二つの面で極めて重要な意義をもつ。(一)は結社の権利が一九四六年憲法前文が掲げる「共和国の諸法律によって認められた基本原理」に含まれることを明確にし、且つ結社の権利を拡大、強化する方向で結社の権利の内容を明確にしたこと。(二)は憲法院が、法律の合憲性審査にあたって、憲法前文が規定する人権規定を審査の基準に用いるべきか否かという問題について明確に肯定したこと。この(二)の点についていえば、この判決の後相ついで重要な判決が出され、ここで詳しく論ずることはとうていできないので、ここでは最近の憲法院判決の動向を指摘するにとどめる。

一、この判決が結社の権利にとつてもつ意義は極めて大きい。この判決は次の三点を確認した。⁽⁹⁾

(一)「結社の自由」は第四共和制憲法前文にいう「共和国の諸法律によって認められた基本原理」の中に入ることゝ明らかにしたこと。この点において、この判決は先にふれた一九五六年七月十一日の国務院判決を確認するものとなつた。

(二)判決は結社が、「法的権能の獲得のために、司法官憲による結社の合法性についての事前の統制に服せしめられることがありうるとする手続を設ける」ことは結社の自由に反し、許されないとした。これは二つの極めて重要な意味をもつ。これは先ず「法的権能の獲得のために」であっても「事前統制」は許されないことを意味する。次章でふれるが一九〇一年法は結社の財産上の権能を極めて厳格に規制した。届出をしない結社は「法的権能を有しない」、届出をしたばあいすらどんなことをも自由に行うわけではなく、法はなしうる行為を一々列挙していた（六条）のである。それ故一九〇一年法の下で結社の自由が、立法者の意思において、あるいは当時の人々の受けとめ方として、法的権能を享受する自由をも含むものであったか否かはかなり疑わしい。しかし一九〇一年法の元来の姿がどうであつて、司法裁判所は財産上の権能を強化する方向で同法を運用した（第二章第一節参照）。法的権能の獲得のためにであっても事前統制は許されないとする憲法院の判決は、これまでの司法裁判所の判例の流れを前提とするものだと言える。

(三)判決は「司法官憲による結社の合法性についての事前の統制」も許されない（結社の自由に反する）としてゐる。これも重要な意味をもつ。一九〇一年法は「違法な」結社は「無効」であり解散させられるべきだとしたが、結社が違法かどうかの判断は司法裁判所がなすものとしてゐる。これは自由の保障を裁判所に委ねたわけであるが、⁽¹⁰⁾いかえれば裁判所による解散は国民が受け入れるべきであるとしたのである。このたびの判決が法的権能を与えるための条件として裁判所が統制することをも許さないとした点は、従来の司法裁判所の自由主義的な法の運用を考慮し

でも、なお相当に進んだものであるといえる。⁽¹¹⁾

二、この判決が憲法前文の人権規定を適用して、はじめて違憲判決をしたことの意義も大きい。

フランスでは伝統的に法律の合憲性審査の制度を設けることに消極的であった。⁽¹²⁾ 第四共和制憲法が設けた憲法委員会は法律の合憲性審査をなす権能を有したが、提訴権が厳しく制限されていた上、調停作用を第一としたことなどにより憲法委員会は憲法審査機関としては機能しなかった。⁽¹³⁾ 一九五八年憲法が創設した憲法院は設立の事情などからして、元来は「憲法の意図する政治制度の厳格な運用を保障する政治的任務——実質的には、憲法が画定した狭隘な境界内に議会をとじ込める任務⁽¹⁴⁾」を負うものとされ、その違憲審査権を人権保障の見地から行使することは考えられていなかった。⁽¹⁵⁾ 憲法前文を審査基準になしうるかどうかについては、第四共和制憲法⁽¹⁶⁾とは異り第五共和制憲法はこれを明らかにしていなかった。この点について、学説は分れていたが、これを肯定するものの方が有力だったようである。⁽¹⁷⁾

憲法院自身は一九七〇年六月一九日の判決ではじめて前文を違憲審査の基準に入れることを明らかにした。⁽¹⁸⁾ 我々がいま問題にしている判決はこの点について、二度目の判決であるが、結論としてはじめて法律が違憲であるとしたから先例としての意義は大きい。この判決の後、憲法院が憲法前文を審査基準にしていた、法律の合憲性審査の判決として一九七三年十二月二七日の判決と一九七五年一月一五日の判決とがある。

一九七三年の判決は租税徴収に関する法律に新たに付加された条項が、多額な納税義務者が税の上で不利な扱いを受ける（免税を受けえない）規定を含んでいたことから、この条項をめぐって争われたものである。⁽¹⁹⁾ 判決は次のように、憲法前文を適用して、この法律は違憲であるとした。

「（この条項は）行政当局の課税決定に反対する証拠を提出することにかんして、市民の間に差別を設けるものである。かくして上記規定は一七八九年の人件宣言に含まれ、憲法前文によって厳粛に再確認された法の下の平等の原則

一九七三年の判決の後、一九七四年一〇月二日、憲法六一条が改正され、憲法院に対する提訴権者の範囲が拡大された。これまでは大統領、首相、両院の議長であったのが、新たに六〇人の国民議會議員と六〇人の元老院議員が加わった。⁽²¹⁾

一九七五年の判決は国民議會の一般議員（与党内少数派）の提訴によって開始されたもので、妊娠中絶を許す法律の合憲性が問題にされた。憲法院は「一七八九年人権宣言二条」、「共和国の諸法律によって認められた原理」、「一四六年十月二七日憲法の前文において表明された原理」のいずれをも審査基準にすることを明らかにしたが、当該法律がこれらに違反しないとして、「憲法に違反しない」とした。⁽²²⁾

憲法院のこれらの一連の判決は、憲法院が法律の合憲性審査をなすにあたっては、憲法前文をもその基準にするということを明確にするとともに、人権保障の見地から積極的に違憲審査権を行使していくという姿勢を明らかに示した。

(1) 一九五八年憲法の前文の法文は、*M. Duverger, Constitutions et documents politiques, P. U. F. 5^e éd. 1968, p. 156*. 邦訳としてジュリスト、一六四号、五一頁以下に野村敬造訳がある。また宮沢俊義編「世界憲法集」(岩波文庫、第三版、一九七六年、二四七頁に野村敬造訳がある。

(2) 第四共和制憲法の正文は *M. Duverger, Constitutions et documents politiques, op. cit., p. 138*. この憲法の前文の邦訳として、高木・末延・宮沢編、「人権宣言集」(岩波文庫)一六六頁以下の山本桂一教授訳がある。

なお第四共和制憲法の草案である「一九四六年四月一九日憲法草案」第十七条は結社に加入する自由、結社に加入しない自由を次のように規定していた。

「全ての人間は、その結社がこの宣言によって保証された自由を侵害するか又は侵害する傾向のあるものでない限りにおいて、自由に結社に加わる (*s'associer*) 権利を有する。何人も結社に加入するよう強制されない」。この法文は *M. Duverger, Constitutions et documents politiques, op. cit., p. 124*.

(3) このあいわゆる社会権規定を列挙していた。

- (4) G. Burdeau, *Les libertés publiques* op. cit., p. 179. 第一章第一節の注(24)参照。
- (5) この事件において原告は *Amicale des Annamites de Paris* というヴェトナム人の結社である。この結社は既に一九〇一年法に従って届出をなしていた。ところが一九三九年四月二日のデクレ——これは一九三九年三月一九日法の授權に基くものである——は一九〇一年法のうち外国人の結社に関する規定をより厳格なものに改めていた。一九〇一年法によれば外国人の結社は設立については一般の結社と同様その自由が認められ何らの許可も必要でなかった。ただ解散について、一般の結社と異り行政部による解散がありえただけである。ところが一九三九年四月二日のデクレは外国人の結社について次の如き規定をおいていた。(一)それは「内務大臣の事前の許可」がなければ設立しえない。(二)この許可を要求しなかったものは「当然に無効になる」。この無効(*nullité*)は内務大臣の決定(*arrêté*)によって確認される。このデクレに基いて五年四月三〇日内務大臣は原告たる *Amicale des Annamites de Paris* の無効を確認する決定をなした。一九〇一年法の下で無効は即解散を意味した。これに対して原告は権限超越を理由とする訴を提起しこの決定の無効を訴えた。国務院は結論として内務大臣が前記決定によって、この結社の無効を確認することは権限超越になるとして、内務大臣の決定を無効とした。国務院は次のように言った。(一)憲法八一条の「全てのフランス国民及びフランス連合に所屬する人々はフランス連合の市民たる資格をもつ。この資格は彼らにこの憲法の前文によって保障された権利と自由を保障する」との規定を考慮する。(二)共和国の諸法律によって承認され、前述の憲法の前文によって再確認された「基本原理」は、憲法八一条を根拠にして、フランスの領土において、フランス連合の所屬民に対しても適用できる。(三)結社の自由はこの基本原理の中に入る。(C. E. 11 juillet 1956, *Amicale des annamites*, *Lebon*, 317) 一九三九年四月十二日のデクレ(外国人結社に関するもの)にひいては D. 1939. L. p. 333. 一九三九年三月十九日法(政府に特別な権力を与えたもの)にひいては D. 1939. L. p. 315.
- (6) 野村敬造「第五共和制憲法と結社の自由」金沢法学第一八巻第一、第二合併号五八頁以下。
- (7) 法文については「議事録を見ることができなかったので野村、前掲論文及び L. Favoreu et L. Philip. *Les grandes décisions du Conseil constitutionnel*, Sirey, 1975. p. 271 et suiv. に依つた。この法律の制定の事情および経過にひいては、野村前掲論文及び J. Robert, *Propos sur le sauvetage d'une liberté*, R. D. P. 1971. p. 1171.
- (8) この判決の中心的内容は次のとおりである。
「結社の自由の原理は共和国の諸法律によって認められ、憲法前文によって厳密に再確認された基本原理の中に入れられる理由

がある。この原理は結社契約に関する一九〇一年七月一日法の規定全体の基礎をなしている。この原理によって結社は自由に設立され、且つ事前の届出の提出というだけの条件の下に公然たるものになりうる (peuvent être rendues publiques sous la seule réserve du dépôt d'une déclaration préalable)。従って、特別な範疇の結社に關しとられ得る措置を別にすると、結社の設立は、それが無効であるように思われる場合又はそれが違法な目的をもつ場合においても (alors même qu'elles paraissent entachées de nullité ou auraient un objet illicite) その有効性に過ぎ行政庁 (l'autorité administrative) 又は司法官憲 (l'autorité judiciaire) の事前の干渉に服することはない。

無届結社の設立それ自体については何らの変更も加えられていないのであるから、公布前に合憲性審査を求めて憲法院に付託された法律の三条の規定は、届出結社について、法的権能の獲得のために、司法官憲による結社の合法性についての事前の統制に服せしめられることがありうるとする手続を設けることを目的としている。

それ故、憲法院の審査に付された、一九〇一年七月一日法七条を補足する一九七一年六月二五日法第三条の規定、そしてその結果として、それに言及する憲法院に附された法律の一条二項の最後の規定を憲法に適合しないと宣言する理由がある。J. D. 1972, J. 685.

(9) この点については次のものを参照。

J. Rivero, Les principes fondamentaux reconnus par les lois de la République, D. 1972, chron. p. 265. L. Hamon, Contrôle de constitutionnalité et protection des droits individuels, D. 1974, chron. p. 85. J. Robert, Propos sur le sauvetage d'une liberté, R. D. P. 1971, p. 1171.

(10) cf. G. Burdeau, Les libertés publiques, p. 182.

(11) cf. J. Rivero, Les principes fondamentaux reconnus par les lois de la République, D. 1972, chron. p. 268. L. Hamon, Contrôle de constitutionnalité et protection des droits individuels, D. 1974, chron. p. 85.

(12) 司法機関 (司法裁判所及び國務院) は法律の合憲性を審査することはなかった。その根本的原因是「法律は一般意思の表現だ」(一七八九年人權宣言六条) とする議會優位の伝統であると思われる。cf. J. Rivero, Les libertés publiques, I. P. U. F. 1973, p. 207 et suiv. G. Burdeau, Les libertés publiques, L. G. D. J. 1966, p. 71 et suiv. 法律の合憲性について審査権を有する機関が設けられたことは何度かあるが、このばあいにも法律の合憲性審査権を有効に行使しえたことはなかった。杉原

泰雄「フランスにおける違憲審査の歴史と理論」一橋大学、法学研究4、一三頁以下参照。

(13) 杉原泰雄、前掲書五〇頁以下。

(14) 深瀬忠一「フランスの憲法審査院」ジュリススト二四四号、三五頁、cf. M. Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 9^e éd. 1966, P. U. F. p. 644.

(15) J. Robert, *Propos sur le sauvetage d'une liberté*, R. D. P. 1971, p. 1196.

(16) 第四共和制憲法は、憲法委員会の違憲審査権について、その基準は憲法全体ではなく第一章から第十章迄であることを明示し(九一条)、前文は違憲審査の基準にならないことを明らかにしていた。

(17) デュベルジェは肯定している。M. Duverger, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 7^e éd. p. 607. マデルも同様である。G. Vedel, *Cours de droit constitutionnel et d'institutions politiques*, 1959—1960, p. 1137, p. 843 et suiv. シャトランの如く否定的な者もいる(杉原泰雄、前掲書七六頁)といわれるが、これを肯定する学説が一般的だとL. Favoreuは言及。L. Favoreu, *Le conseil constitutionnel régulateur de l'activité normative des pouvoirs publics*, R. D. P. 1967, p. 59.

違憲審査の基準に憲法前文を含めるか否かの議論において、消極的な論者の根拠は次の二点にあると思われる。(一)フランスにおいて伝統的に法律の合憲性審査に消極的であったことを考えると、前文を審査基準から除いていた第四共和制憲法のあり方を明文で規定していないとは言え、継承すべきである。(二)憲法院設立の目的は諸権力(とくに議会)の規制であって、人権の擁護ではない。これに対して前文を審査基準に含めるべきだとする論者は次のように言う。(一)一九四六年憲法の如く明示的に規定していない以上これと異なる取り扱いをすべきである。(二)憲法院の主たる目的が諸権力の規制だとしても、これに人権保障の役割をも与えるべきである。結局いずれの側の議論も憲法解釈論ではなくいわば政策論である。従来の伝統を破り、人権保障につき違憲審査制を導入すべきか否かがそこで問題にされているのである。

(18) この判決についてはL. Favoreu et L. Philip, *Les grandes décisions du conseil constitutionnel*, op. cit., p. 258. この判決は、欧州共同体の創設に伴って、国が共同体に租税徴収権を譲渡することを内容とする条約を締結したことから、この条約の合憲性をめぐってなされたものである。国の租税徴収権の譲渡は、税は議会によらなければ徴収されない、とする一七八九一年人権宣言一四条に違反しないかどうかが問題点の一つであった。憲法院は「憲法を、とくにその前文及び五三条、五四条及び六二条を思料して」と憲法前文を審査基準としたことを明らかにした上で問題の条約は「憲法に違反する条項を含んでいない」

とした。cf. L. Favoreu et L. Philip, op. cit., p. 264.

(19) 一九七二年度予算法六二条は税務所による税額査定を定める租税一般法一八〇条に次の条項を付加した。

「もし納税義務者が、税務判事 (juge de l'impôt) の統制の下に、情況から判断して、違法又は秘密の収入の存在又は税の正常な支払を免れる行動の存在を推定しえないことを証明し且つ税の基礎になる金額が収入に対する課税の早見表の最後の段階の五〇%を越えないならば、(租税一般法一八〇条の規定の適用を受ける) 納税義務者はこの地位に基いて、割り当てられる負担の免除を受けることができる」(傍点筆者。傍点部分が多額納税者を不利にしていることから問題が生じた。

この法律の制定の事情については L. Philip, La portée du contrôle exercé par le conseil constitutionnel, R. D. P. 1974, p. 534—535. このたびも元老院議長が提訴した。

(20) この判決については L. Favoreu et L. Philip, Les grandes décisions du conseil constitutionnel p. 340 以下。

(21) この憲法改正については L. Favoreu et L. Philip, chronique constitutionnel et parlementaire française, R. D. P. 1974, p. 175.

(22) この判決については L. Favoreu et L. Philip, Les grandes décisions du conseil constitutionnel, p. 359.

第一章のまとめ

現在のフランスにおいて一九〇一年の結社法が、政党及び結社の権利を保障する権利章典としての役割を果たしている。しかし一九〇一年法が権利章典としての役割を果たしているというこの意味はいささか複雑である。

第一に、一九〇一年法は通常の法律にすぎず、第四共和制憲法前文の規定及び國務院、憲法院の法の運用によって、通常の法律にまさるいわば憲法的法律とされるに至ったことによる。第二に一九〇一年法の内容が必ずしも全面的に結社の自由を認め且つ保障したものと言えないことによる。

(一) 第一の問題はフランスにおける人権保障のあり方に起因する。第四、第五共和制憲法は日本国憲法第三章のような形で人権規定を列挙するというあり方をとらず、その前文に権利宣言を置いていた。第四共和制憲法前文は国が尊

重すべき人權として「共和国の諸法律によつて認められた原理」のカテゴリーを掲げたが、國務院は後に一九〇一年法の結社の自由はこれに入るとした（一九五六年七月十一日の判決）。第五共和制憲法は第四共和制憲法の前文を承継するという態度をとったから事態は第四共和制憲法下と同じであるが、一九五八年憲法に設けられた憲法院の最近の判例が結社の自由が「憲法的な自由」であるということの意味を強化した。即ち一九七一年七月一六日、憲法院は、「法的権能の獲得のために、司法官憲による結社の合法性についての事前の統制に服せしめられることがありうる」とする手続」を設けようとした新法の合憲性を審査し、新法を違憲とする判決を下した。かくして一九〇一年法によって保障された「結社の自由」は、これに抵触する法律の成立を阻止する効力をもつものとなったのである。

(二) 一九〇一年法は成立の事情及びその内容から見て、結社の自由を保障するために制定されたものではなく、結社の自由を全面的に認める内容をもつものでもない。一九〇一年法は結社の自由を求める世論の要請と結社が強大な存在になることに對する政府の警戒の念がからみあつて生れたものである。それ故同法は結社が自由に設立しうることを宣言し且つ結社結成につき許可制を定めていた刑法二九一条を廃止した反面、結社の法的能力を嚴格に制限した。即ち無届の結社に対しては結社の民事上の能力を全面的に否定し届出をなした結社に対しても民事上の能力を嚴格に制限した。このような一九〇一年法が結社の自由を保障する章典だとされるに至つたのは、司法裁判所及び國務院が國民の自由を拡大・強化する方向で同法を運用したことによるのである。先の一九七一年の憲法院判決はこのような司法裁判所及び國務院の判例の動向を前提としたものであり、判決は一九〇一年法の「結社の自由」に抵触する法律を違憲であると宣言したけれども、そこで明らかにされた「結社の自由」とは法文が当初意味していたところのものではなく、はるかに拡大されたものである。

第二章 政党・結社の規制

フランスにおいては政党に対する規制を一般の結社に対する規制と区別する法制はとられていない。それ故政党に対する規制については、一般の結社に対する規制の中に含めて考察することが必要であり、且つそれで十分であると思われる。現在、結社を規制する制度として三つの制度がある。一は一九〇一年法が規定する結社の民事上の能力の制限制度、二は一九〇一年法が規定する司法裁判所による違法な結社の解散の制度、三は一九三六年法が規定する暴力主義的結社に対する行政部の命令による結社の解散の制度である。これらの結社に対する規制手段が実際にどのような運用されているか、制度の実態を考察していく。以下、一九〇一年法による結社の民事上の能力の制限（第一節）、一九〇一年法の司法裁判所による違法な結社の解散（第二節）、一九三六年法の行政部の命令による結社の解散（第三節）の制度を順次検討していく。

第一節 一九〇一年法による結社の民事上の能力の規制

一九〇一年法は政党を含む「通常の結社」について二つの側面から規制する。(一)は民事上の能力の制限であり、同法は通常の結社を三カテゴリーに分け各々に対する民事上の能力に差別を設けるという方法をとった。(二)は結社の目的についての制限で、同法は違法な結社についてはその設立契約が無効であるとし、これを解散させるという方法をとった。この節では(一)の規制を検討し、第二節で(二)の規制を検討する。

一、三カテゴリーの結社の区別

同法は結社の自由を確立した法律と一般にいわれていることは第一章で見たとおりであるが、結社の財産上の能力に関する規制は極めて厳しい。これは立法者が結社に対してなお警戒の念を強く持っていたためである。同法は結社

を次の三カテゴリーに分けて、各々の能力に差別を設けるという方法を用いた。

(4) 届出結社。同法第五条の規定に従って届出をなした結社である。この種の結社は法的能力が認められるが、その財産上の能力はなお大きな制約をうけている(二条)。

(5) 無届結社。同法二条は「人的結社 (associations de personnes) は、許可も事前の届出もなしに、自由に形成される。しかし結社は第五条の規定に従ったばあいには法的能力 (capacité juridique) を享受する」と規定する。この法二条がいう、第五条に従った届出をしない結社が無届結社である。無届の結社は法上は「法的能力」をみとめられていないが実際には判例により種々の能力が認められている。

(6) 公益結社。届出をなした上さらに行政部によって「公益性」(utilité publique)を認められた結社(一〇条)が公益結社である。この種の結社は、贈与や遺贈をも受領しうる上、不動産をも所有しうるなど財産上の権能は届出結社に比し大幅に拡大されるが、他面、公益結社と認めてもらう時、さらにはその後も、行政庁(内務省)の大幅な干渉をうける。⁽²⁾公益結社と認めるのは最終的には国務院であるが、ある結社についてそれが公益性を有すると認めるか否かについての内務大臣の判断は「自由裁量的」なものだといわれる。⁽³⁾国務院は、公益結社と認めるための前提の要件として、届出結社として既に三年間活動したこと、百人以上のメンバーを擁すること、三百フラン以上の財産を有していることなどをあげている。⁽⁴⁾

法はどのような結社に対して「公益性」を認めるのかを全く明らかにしていない上、公益結社に関する詳細な研究書はないので一体どのような結社が公益性を認められているのかは明らかでない。しかしこの公益結社は一般により広いカテゴリーである公益施設 (établissement d'utilité publique) に属するとされるところ、⁽⁵⁾この公益施設は「行政の補助者の如き外観を呈している」⁽⁷⁾といわれ、また公的機構の一部分である公施設 (établissement public) と余りに

も類似しているため両者を区別することの困難が論じられているものなのである。このような事情を考えると、政党が一九〇一年法にいう公益結社と認められることはありえないといえる。

二、届出結社に対する規制

無届の結社は後に見るように、極端にその地位が弱いことを考えるとこの届出結社こそ一般的な政党及び結社の存在形態であると考えられるが、この届出結社には二つの規制が課される。(一)は届出を為すべきことで、これに反した場合、結社が解散させられたり、その役員が罰金を課されることがある旨法文は規定する。(二)は権能の制限である。

(一) 届出をすべき義務

届出結社となるためには一定の事項を行政庁に届け出なければならぬ。届出をなすべき事項は結社の名称・目的・所在地・役員の名前・住所・職業についてである(五条)が、この届出と共に結社の規約を添える必要がある(五条)から実質的には規約をも届出ることになる。届出の後、役員の変更・規約の変更が生じた場合はこれを三ヶ月以内に届出なければならない(五条)。届出の相手は結社所在地の県知事又は郡長(sous-préfecture de l'arrondissement)である(五条)。

この五条の規定に違反したばあいの厳しい制裁規定が置かれている。「五条の規定に対する違反のばあい解散が宣せられうる」(七条二項)、「五条の規定に違反する者は……の罰金が課される」(八条一項)の規定がそれである。これらの制裁規定は届出後の役員や規約についての変動を届出なかったばあいのみ問題になる。最初の届出についてはこれをしなれば法人格が与えられず制裁の問題を生じないからである。ところで、法の実際の運用においてはこの届出に関する厳格な制裁はかなり緩和されている。七条二項は五条違反のばあい利害関係人又は検察官の請求によって解散が「宣せられうる」と規定し解散するかしないかについての判断を民事裁判所に委ねることを示した。ところ

が比較的最近(一九五七年)、第三者によって五条違反を理由に結社の解散を請求された事件で、民事裁判所は「結社が届出の後その指導部 (administration ou direction) に生じた変化およびその規約にもたらされた修正を知らせなかった」という事実を認めながら、それは「これらの変化及び修正を第三者に対抗しえなくするだけである」として結社の解散を認めなかった。⁽¹⁰⁾ また八条一項が規定するところの五条違反(届出義務の懈怠)のばあいには課せられる罰金についてはそれが現実に課されたことは一度もないといわれる。⁽¹¹⁾

(二)届出結社の権能の制限

一九〇一年法は届出結社に対しては法人格を認めたがこの種の結社の行為能力を厳格に制限し、以下の行為に限定した。(一)訴訟行為をなすこと。(二)国や市町村などから補助金を受領すること。(三)以下(イ)～(ロ)の財産の対価を払った上での獲得・所有。(イ)メンバーの分担金 (cotisation) 及びこの分担金に代る五〇〇フラン以下の免除金 (rachat)、(ロ)結社の管理及びメンバーの集會に用いられる部屋、(ハ)結社の目的遂行に絶対に (strictement) 必要な不動産 (以上同法六条)。

この厳格な結社の権能の制限は、法の運用によってしばしば緩和された。分担金に代る免除金については五〇〇フラン以下と制限が付されているが分担金については制限規定がおかれていない。分担金に代る免除金を制限したのは、贈与の受領を禁じたのと同じく、結社財産を制限するためであることを考えると、分担金自体も五〇〇フラン以下に制限されると見る方が筋がとおる。しかし実際は、分担金が五〇〇フランを超えても、それが分担金として毎年一回以上支払われるならば、それを受領することは適法と解されている。⁽¹²⁾ 無料での財物の獲得は許されないが、対価を払った上での獲得は許される。終身年金を第三者に与えるという条件でこの者から金銭を受領することは適法だとした判例がある。⁽¹³⁾ 不動産の所有については届出結社には大きな制限が課されていて、結社の目的を実現するために「絶対に」

必要な不動産しか所有しえない⁽¹⁴⁾。無償の譲渡を受けることは禁止されるが、施物(aumône)および義捐金(collecte)募金(cuete)、施物の売却、献金箱に由来する収入は贈与とは見なされないからこれらの受領は適法だとした判例がある⁽¹⁵⁾。若干の特別な立法⁽¹⁶⁾は届出結社の財産権能を拡大した。

二、無届の結社に対する規制

一九〇一年法二条は結社の設立の自由を宣言したが同時に、「しかし第五条(届出の規定)の規定に従うばあいか法的能力(capacité juridique)を享受しえない」と厳しい但し書きを付け加えた。これは結社の設立を禁止しはしないが、設立された結社の法人格をみとめないことを意味する。これを文字通りに解すれば、結社は「何物も所有しえず、訴えを提起することもできない」ということになる⁽¹⁸⁾。設立の自由は認めるが一切の財産の所有を認めず、法人格を認めない、とすることは矛盾であり、法のこの厳格さは実際にはそのまま維持されはしない。政府は法律施行の直後に、はやくも届出のない結社に「最少限の権能」を認めるとの態度に出たといわれる⁽¹⁹⁾。

贈与又は遺贈を受領することは届出結社にも許されないからこの無届の結社には許されない⁽²⁰⁾。しかし、判例や学説は結社のメンバーの分担金や入会金を受領することは許されるとしている⁽²¹⁾、有料で財産を獲得することは許される⁽²²⁾としてゐる。

一九五二年二月五日の *Périgueux* 民事裁判所の判決は無届結社に「法人の住居に対する権利」を認めた。この判決は「無届の結社が合法的存在を有する」ことが一九〇一年法で承認されている以上、会員の分担金の受領は否定されず、「(最小限度の)財産に関する全ての活動について、無届の結社の法的能力を否定することはできない⁽²³⁾」。

無届結社の訴訟上の能力については二つの場合を分けて考えなければならない。一は消極的に訴訟の相手方となりうるかどうかということであり、二は積極的に訴訟を提起しうるかということである。

(一)無届結社は消極的に訴訟の相手方となりうるか。これを否定した判例もあったが現在ではこれを認めている。²⁴⁾

一九五二年四月二三日判決 (Meau 民事裁判所) は無届の修道会を相手どつて、元修道女であつた者が損害賠償の請求をなした訴を受理した。判決はこういつた。「承認されない修道会は民事上の人格 (personnalité civile) を有しないとしても、単なる事実上の結社と見なすことができ (assimilable à une simple association de fait)」、且つかかる結社は、第三者の保護のために、裁判において被告となりうる。従つて第三者は結社に対して主張しうる権利がある時、結社の機関の人物を指名することによつて結社に対する訴をなしうる。この場合結社は訴えを免れるために結社の構成の欠陥 (vice de sa constitution) を主張しえない²⁵⁾。一九五三年二月二日判決 (Rennes 控訴院) もこれと全く同じ方向で許可を受けずに設立された修道会に対する訴を受理した。²⁶⁾

(二)無届結社は訴を提起することができるか。厳格にはこの問題は二つに分けて考えなければならない。司法裁判所に訴を提起するのと、行政裁判所に訴を提起するのでは少しく事情を異にするからである。

先ず民事裁判所に訴を提起することは許されるか。判例の態度はこれを認めないことで一致している。二つの事件の判決で裁判所は一九〇一年法六条及び五条の解釈から無届の結社が出訴しえないのは自明だとの態度をとつた。一九〇一年法が「六条に規定された法律上の能力を得ようとする全ての結社は届出がなされなければならない」(五条)、「規則に従つて届出がなされた全ての結社は特別な許可なしに、訴を提起すること……ができる」(六条)と規定している以上、裁判所がいかに法文の柔軟な解釈をはかつたとしても、無届結社に対して訴を提起する権能を認めえないのは当然といえる。

無届結社が國務院に対して越権訴訟をなす権能についてはどうであらうか。一九六九年十月三十一日の國務院の判決ははっきりとこれを認めた。この判決は民事上の訴を提起する権能と行政行為を争うところの越権訴訟を提起する権

能とは異なることを明確にして農業大臣のなした不受理の抗弁を斥けた。³⁾

一九〇一年法が規定する結社の民事上の能力の制限の制度の実態は以上のとおりであるがこれを簡単にまとめておこう。同法の結社の民事上の能力に対する規制は極めて厳しかった。同法は結社を三カテゴリーに分け、無届結社には法人格を認めない、それ故一切の権利能力・行為能力を認めない、届出結社にはその民事上の能力を厳格に制限する、公益性を認められた公益結社には大幅な民事上の能力を与える代り行政部が干渉するという制度を設けた。この制度の下で政党は公益結社とされることはなく、届出結社か無届結社のいずれかの形で存在することになった。この法律が定める届出結社、無届結社に対する民事上の能力の制限は、裁判所などの法の運用によって次第に緩和された。法は届出結社について、結社財産が大きくならないようにとの配慮から、会員の寄附を禁止するために、結社は会員から「分担金及びこの分担金に代る五〇〇フラン以下の免除金」だけを受領しうると規定した。しかし実際の運用では毎年支払われる分担金ならば五〇〇フランを超えてもよいとされた。無届結社は法によって一切の民事上の能力を否定されたが実際にはいろいろな権能が認められている。先ず会員の分担金や入会金の受領が認められる。また会員全員が契約当事者となる方法によって有料で財産を獲得しうる。また判例は住居については法人自体の権利を認めた（一九五二年二月五日の *Périgneux* 民事裁判所）。訴訟当事者となる能力についても権能が拡大された。判例は訴訟の相手方となること（一九五二年四月二三日 *Meun* 民事裁判所、一九五三年二月二日 *Reunes* 控訴院）、国務院に訴を提起すること（一九六九年十月三一日）については無届結社にもその資格を認めた。しかし司法裁判所に訴を提起する権能は認めていない。この点において一九〇一年法の無届結社に対する法人格否定の規定が生きているといえる。

（１）公益結社の財産上の権能の制限としては、結社の目的に不必要な不動産は所有しえない、結社の保有する有価証券は記名式の

ものでなければならぬ(兩者とも一二条)との制限だけである。

- (2) 行政部はどんな形で公益結社を統制するか。先ず内務省は「公益性」を認めるに先立って結社の前年度の会計報告及び財務状態の報告書を提出せしめてこれを審査する。第二に、結社が「公益性」の承認を要求するばあい、その規約に、行政部の請求に応じて帳簿や報告書を提出するという型で行政部の監視に服する旨の「自発的な誓約」が入れられているのが一般的なので、この誓約に基づいて行政部は毎年公益結社の報告書を審査する。P. Duez et G. Debeyre, *Traité de droit administratif*, Librairie Dalloz, 1952, p. 602.

- (3) R. Brichet, *Associations et syndicats*, 2^e éd., 1963, Editions S. E. I. L., Monte-Carlo, p. 46, n° 101.

- (4) R. Brichet, *Associations et syndicats*, op. cit., p. 43, n° 97.

- (5) 一九〇一年七月一日法もその施行法である一九〇一年八月一六日のデクレ(D. 1901, p. 132. この八条から一三条が公益結社について規定している)もどのような目的をもつ結社に対して公益性を認めるかを規定していない。

- (6) M. Waline, *Traité élémentaire de droit administratif*, 6^e éd. Librairie du Recueil Sirey, 1952, p. 247—248. ワリーヌによれば公益結社の他に「公益性をみとめられた」互助会(société mutualiste)や基金(fondation)などがこの公益施設に入るといふ。cf. P. Duez et G. Debeyre, *Traité de droit administratif*, Librairie Dalloz, 1952, p. 600.

- (7) P. Duez et G. Debeyre, op. cit., p. 600 et 601.

- (8) 神谷昭「フランス行政法の研究」『有斐閣』昭和四〇年「一八六頁以下。E. P. Spiliotopoulos, *La distinction des institutions publiques et des institutions privées en droit français*, L. G. D. J., 1959, p. 26 et suiv.

- (9) 届出の内容及び規約について一般人もこれを知る権利があるとの規定がおかれている(一九〇一年八月一六日のデクレ二条)。これは結社を国民の監視の下におこうとする態度を示すものであり、ここにも立法者の結社に対する警戒の念が見られる。

- (10) Parti Republicain Radical et Radical-Socialiste と Radical-Socialiste の間の争いに関する一九五七年の判決がそれである。後者が(反訴として)一九〇一年法七条二項に基づき、前者が一九一五年の届出をなして以来この日迄規約の修正・指導部の変更を届出することを怠ったことを理由にその解散を求めた。(この事実については判例集にないので M. R. Kneitzi, op. cit., p. 122 による)。この事件で裁判所は「届出をなした結社が届出の後、その administration 又は direction に生じた変化及びその規約にもたらされた修正を知らせなかったという事実はその結社の法上の能力を消滅させることにはならない。これらの不

為は単にこれらの変化及び修正を第三者に対抗しえなくするだけである。」との判断を下した。Trib. civ. de la Seine, 27 mars 1957, D. 1957, Sommaires 93.

(11) M. R. Kheitmi, op. cit., p. 124.

(12) R. Bricbet, op. cit., p. 75.

(13) Cassation, 19 fév. 1935, S. 1935. 1, 151, D. H. 1935, 178.

(14) R. Bricbet は許される例として、孤児などのための林間学校を仕事とする結社の子供の收容のための土地、文化団体についての映画館などをあげる。R. Bricbet, Associations et Syndicats, op. cit., p. 80.

(15) C. E. 26 avril 1929, D. H. 1929, 303.

(16) その主なものとして、戦争によって生じた被害者の救済をめざす結社についての一九二九年十一月二九日のデクレ・ロワ及び一九四〇年八月八日のアレテ、個人の慈善事業についての一九三三年一月一四日法、一九三八年六月一七日のデクレ・ロワなどがある。これらの特別法によってこの種の届出結社は大きな財産上の権能を有するに至った。cf. R. Bricbet, op. cit., p. 83—85.

(17) 政党が無届の結社として存在するということもある。急進社会党 (Le Parti Republicain Radical et Radical-Socialiste) はその形成後一九一五年に至るまで届出をしなかった。M. R. Kheitmi, op. cit., p. 32.

(18) G. Burdeau, Les libertés publiques, op. cit., p. 185.

(19) 一九〇二年二月二日、首相ワルデック・ルソーが Manche 県知事に送った「急送公文書」(dépêche) はそれを示していると云う。M. R. Kheitmi, op. cit., p. 32.

(20) 無届結社は贈与を受領しえないとした一九二五年十二月二四日の判決がある。事件は、ある無届の音楽団体 (S) とその会員 (F) の間の楽譜の所有権をめぐる争いである。F がかつて自分のコレクションに属する重要な楽譜をこの団体のけいこ場のある部屋にもって来て置いておいた。(F がこの楽譜の所有権を結社に移したかどうかについては判決は認定していない)。F がこの楽譜の所有権を主張して仮差押え (saisie-revendication) をなした。結論として判決は F の所有権を認め彼がなした仮差押えを有効だとしたがその理由としてこう言った。

「一九〇一年七月一日以後この結社は有効に贈与を受領しえない。F がもって来た楽譜は、たとえ手渡しでの贈与 (dons manuels)

- が行なわれたものであっても、この結社の所有物になりえない。」(Trib. civ. de Narbonne, D. H. 1926, 95)
- (21) 一九〇四年、当時の国爾尚書 Vallé は議会で、無届結社について分担金の受領を許すことを前提とした発言をなしている。R. Brichet, *Associations et Syndicats*, op. cit., p. 71, n° 158. L. Sébag は無届の結社が分担金を受領しうることについては学説・判例が一般的に認めていないと言っている。L. Sébag, *La condition juridique des biens des associations non déclarées*, *Revue Trimestrielle de droit civil*, 1939, p. 67—68. これをめぐった判例としてたとえば Trib. civ. 17 nov. 1913, *Gaz. Pal.* 1913, 2, 564, があつた。
- (22) この方法としては結社自体は法人格がなく契約の当事者となりえないから、結社のメンバー全員が契約をなすか、又は一人がメンバー全員の受託者として契約をする方法がとられる。M. R. Kheitmi, op. cit., p. 34; cf. R. Brichet, op. cit., p. 72, n° 161.
- (23) Trib. civ. Perigueux, 5 fév. 1952. Pineau c. Section locale du Parti communiste, J. C. P. 1952, J. 7082. 建物の所有者 P が共産党の支部に対して、非営利的法人の住居の権利の保護を定めた一九四八年九月一日法八条を適用して、共産党支部の居住を認めた調停判事の決定(jugement)を争って上訴した事件。結論から言うとな判決は調停判事の判断を正当とし P の主張を斥けたが、無届結社の法律行為を為す能力を積極的に認める方向を示した。その要旨は次の如きものである。「控訴人によると無届の結社は何らの法的能力(capacité juridique)を享受しえないと言う。しかし無届結社が合法的存在(existence légale)を有することは一九〇一年法二条から認められている。とりわけ分担金は否定されない。かくして共同の資産が生じるが、結社の共同の資産が存在することは管理もまた合法的になされることを要求する。共同財産としては一般に動産と部屋(local)とを含んでいる。いくともこれらの財産に関する全ての活動については無届結社の法的能力を否定することはできない。この属性(attribut)は無届結社の存在そのものに結びついた適法な性格(caractère légal)の必然的な結果である。」(傍点筆者)
- (24) たとえば Trib. civ. de Lannion, 9 mai 1950. この判決については注(21)を見よ。
- (25) この修道会は、行政庁の承認をえていなかったことを理由に、法人格がなく、訴訟の相手方となりえないと主張していた。Trib. civ. de Meau, 23 avril 1952, D. 1952, 431.
- (26) Cour d'appel de Rennes, 2 fév. 1953, D. 1953, 230. なおこの控訴審判決の第一審は、許可を受けずに設立された修道会は法人格を有せず、権利義務の主体となりえないから、訴訟行為をなしえない、という理由でこの修道会に対する金返還請求の訴を斥けた。Trib. civ. de Lannion, 9 mai 1950, D. 1951, 230. この控訴審判決はこの原判決に対する控訴人の主張を入れた。

(27) 一〇は一九三二年の事件 (Trib. civ. de la Seine, 26 janv. 1931, S. 1931. 2. 140)°。無届の結社 (Corporation des Farts de la halle) が取引関係にある者Cに対する債権保全のための抵当権を設定し、その登記を求めて出訴した事件。

こま一〇は一九五九年の事件 (Trib. civ. Seine, 23 déc. 1959, J. C. P. 1960, II, 11586)°。四つの無届結社の代表者がパリ警察長官がなした各結社の小冊子の押収によって損害を蒙ったとして損害賠償請求の訴を民事裁判所に提起した。この判決は無届結社のメンバーが個人の資格で訴を提起することは認めたが、「同一グループの他のメンバーを代表する」ことは許されなかった。

(28) 原告はデュランス河運河保全組合という無届結社と個人B氏。この事件は原告がプロヴァンス地方の運河及びデュランス河一帯の水力施設及び農業施設の建設許可を与えたデクレの無効を訴えた行政訴訟である。農業大臣は原告結社が無届であるところから不受理の抗弁をなした。これに対して国務院は次のように判旨した。

「一九〇一年七月一日法二条の『結社は許可なしに、事前の届出なしに自由に結成されうる』ということばを思料して、それ故、結社は届出がないばあいにも合法的な存在を主張しうることを思料して、同法五条及び六条を適用して、届出のない結社は金銭上の権利を擁護するために出訴する権能を有しないとしても、届出の欠除は合法的につくられた全ての結社が権限濫越の訴訟の方法によって、結社が擁護する任務を負っている利益を侵害する行政行為の適法性に対して異議を申し立てる資格をもつことに對して障害となりえないことを思料して、農業大臣がデュランス河運河保全組合と呼ばれる結社には問題になっているデクレの無効を要求する資格が認められないということを主張することは理由がない。」C. E. 31 oct. 1969, Lebon, p. 461.

第二節 一九〇一年法による結社の解散

一、規制の対象となる違法な結社

一九〇一年法は結社は「自由に設立されうる」(二条)と宣言したが、全ゆる結社の存在を許したわけではなく、違法な結社は「無効」である(三条)とし、「無効の場合には」、「民事裁判所によって」(結社の)解散が宣せられる」(七条)旨規定した。違法な結社を「無効」であるとしたのは結社をもって、「結社契約」としてとらえたことによるものである。¹⁾ 同法のいう違法な結社とは、法文に従えば「違法な原因に基き又は違法な目的を有する結社、即ち法律・善

良な風俗に反する原因又は目的を有する結社又は国家領土の完全性及び統治の共和主義的形態を攻撃することを目的とする結社」(三条)である。要するに三条前段のいう違法な目的(又は原因)をもつものと同条後段のいう国家領土の完全性及び統治の共和主義的形態を攻撃することを目的とするものという二カテゴリーの結社が「無効」なものとして解散させられる。

フランスの研究者は一九〇一年法の違法な結社の解散の制度に対して根本的な批判を加えるということとは全くしていない。⁽²⁾ただ一部の研究者は、三条後段のいう「国家領土の完全性及び統治の共和主義的形態を攻撃する」結社の解散について限定的な解釈の方法によって、解散の要件をより厳格なるものにしようと試みている。彼らは三条後段にいう領土の完全性に対する攻撃や共和主義的形態に対する攻撃を「暴力による攻撃」に限定すべきだと主張している⁽³⁾のだが、実のところこの議論はほとんど実益がない。というのは現在では後述の一九三六年法(一条三項)が「国の領土の完全性に攻撃を加えること又は力によって統治の共和主義的形態を攻撃することを目的とする」結社を行政権の命令で解散しうるとしているため、このような結社に一九〇一年法の制度が用いられることはまず考えられないからである。事実、一九〇一年法三条後段が適用されて結社が解散された例はどの文献にもあげられていない。

二、解散の手続

第三条が「無効だ」と規定する違法な結社に該当すると認定するのは民事裁判所(tribunal civil)である(七条)。民事裁判所は利害関係人又は検察官の請求に基いて判断する。第七条は「第三条に規定される無効の場合、……民事裁判所によって結社の解散が宣言される」と規定しているので、無効と認定したばあいは、解散が「義務として(cobligatoirement)宣言される」といわれているが、裁判所は結社の目的を違法なものと判断するか否かについて全く自由なのだから——この点は後にあげる判例がはっきりと示すところである——結局のところ結社を解散すべきか否かにつ

いては、裁判所が全面的な自由をもっているといえる。

民事裁判所の判例の動向

以下において、民事裁判所の判決を、結社の目的が違法なものであると判断して解散を命じた判決例と違法なものでないとした判決例とに分け、且つ時代の古い順に取り上げることによって、判例の動向を見ていこう。

(1) 結社の解散を命じた判例

裁判所が違法な結社であることを認定し解散を命じた判決にはこれを時代順に示すと、次のようなものがある。

(イ) 一九一〇年五月七日の Saint-Palais 民事裁判所の判決

「*Pères de famille*」という名の結社を対象とするもの。この結社は規約一条によれば「公立初等学校においてカトリックの信仰とキリスト教的道徳の尊重を強固にする」ことを目的にする。この目的を達成するため「信仰に対する攻撃があったばあい」、教育活動に対し「監視 (observations) 及び要求 (réclamations) の形で、教師に対して干渉する」。また時には「抗議 (protestations) 及び訴訟 (poursuites)」をなす (規約一〇条) としている。

判決はこの結社は「学校の中立性を確保するという口実の下に教育に対する干渉と教師の行動の統制を組織する」ことを目的とするものだとして認定し、法令によれば教育の監督は行政庁のみがなしうるから、かかる結社は違法な目的をもつ結社⁽⁶⁾とした。

(ロ) 一九一〇年五月一〇日 Bayonne 民事裁判所の判決

(イ)と同じ「*Pères de famille*」と呼ばれる結社——*Pères de famille* の名で呼ばれ、その規約をほとんど同じくする結社が各地にあった——を対象とするもの。

この判決は、結社の規約一〇条でこの結社が教師の行為に対し、場合によっては訴訟をなすとしていることをとくに

重視し、かかる行為を目的とする結社の違法性は「決定的且つ明白だ」とした。⁽⁶⁾

（一九三四年一月一七日の Seine 民事裁判所の判決）

「La ligue des objecteurs de conscience」という良心的兵役拒否をすすめる会を対象とするもの。この会の指導者が書いた新聞及びパンフレットの文章からこの会の目的が兵役義務に対する抵抗を称讃し奨励し組織することであると認定し、兵役義務を課する法律に違反するとした。⁽⁷⁾

(2) 結社の目的が違法なものではないとした判例

他方結社の目的が違法でないとして結社の存続を許した判決には次の如きものがある。

(1) 一九一〇年十二月九日の Pau 民事裁判所判決

「Pères de famille」を対象とする事件。この判決では結社の目的は違法でないとされた。この判決の論理のあらすじは次の如きものであった。

・ 結社の規約第一条が定めるこの結社の目的は違法なものではない。

・ 規約第一〇条は結社の目的を定めるものではなく、その目的を達するために実行しようとする主要な手段を定めたものである。

・ 一九〇一年法の立法者は「大幅に且つ完全に自由な作品（立法）」をつくらうとした。従って同法は立法者が懷いた「自由の精神」の下に解釈され適用されなければならない。

・ 学校の監視を禁止した一八八七年一月一八日のデクレの規定は学校内の行動だけに適用される。また「言論又は出版による抗議」は法「一八八一年七月二十九日の（出版に関する）法によって最も広く許されて」いる。⁽⁸⁾

(2) 一九一八年七月二三日の破毀院判決

Pères de famille を対象とするもの。判決の骨子は次のとおりである。

(1) この結社の目的は規約一条によると初等学校においてカトリックの信仰とキリスト教の道徳を強固にすることである。

(2) この結社の目的は、初等教育にかんする基本原理、とりわけ政教分離(*laïcité*)の原則の結果としての学校の中立性(*neutralité*)を確立し、且つ信仰に対する攻撃を禁止する一八八二年三月二八日法的一条及び二条に適合する。

(3) 上告は結社規約一〇条を理由に結社の目的が違法なものであるというが、原判決は一〇条のいう監視は学校構内に入らずになされうるし且つなされるべきものだと言明した。

(4) 大学当局のみが学校において教育機関に関して規制する資格を有するとしても、両親は使用されている教科書が学校の中立性(*neutralité*)の原則に違反していると判断した場合には権限を有する官庁に要求を出しうる。

(5) 両親は、一八八〇年二月二七日法の四条によって、公立学校において悪質な本(*livres incriminés*)の禁止を検察官に申し出、その後、場合によっては国務院に訴を提起できる。

(6) 教師が礼儀書(*devoirs écrits*)の選択及び口頭教訓(*leçons orales*)において誤りを犯す場合には、抗議(*Protestations*)及び苦情(*plaintes*)を上級官庁に提出し、場合によっては司法裁判所に訴を提起できる。

(7) 「結社規約一〇条によって組織される監視の制度が、結社又はその構成員の学校の活動に対する干渉によって、表面に現れたばあいには (au cas où le système de surveillance organisé par l'art. 10 des statuts se manifesterait, soit par une intervention de l'association ou de ses membres dans le fonctionnement de l'école)」検察官はその弊害の除去・結社の解散を求めうる。しかしかかる事態がありうるということは今なされた解散の訴訟を正当化しえない。⁽⁹⁾

この判決については次の点に注目すべきだろう。(一)上記(7)で示された点、即ち規約が学校に対する監視の制度を定めていること自体では結社の違法を言うに十分でなく、その監視が実現された場合——判決はえん曲にこう言っている——と見てよいであろう——結社の解散が認められることがありうる。この判決は一九〇一年法が定める解散の要件をより厳格に解することを意味する。同法三条による解散は、立法者の意思では、結社が違法な目的を有すれば十分で、実行に着手することを要しなかった。この判決はこの従前の解釈を間接的な言いまわしによってではあるが修正したといえよう。

一九五七年七月九日 *Muns* 民事裁判所の判決

「*Equipe d'action sociale en faveur des mal logés*」(住宅事情の悪い人々のために社会的活動をなす集団の意。以下E結社と略する)と呼ばれる結社を対象とするもの。

Dなる人物とE結社とが空屋になっているアパートの一室の鍵を得、何の権限もなしに住居に困っていたR夫妻を住まわせた。アパートの所有者が部屋明け渡し及び損害賠償を求めるとともに、併せてE結社の解散を求めた。

裁判所は、原告が結社の解散を求めうる第三者に入ることについては認めたが、結社の解散については次のように言って認めなかった。

「その結社の目的は当初はもっとも称讃すべきものであったこと、現在解散を宣すべき理由はないこと、しかしもしこの結社の責任者がその目的を追求するに当って暴力手段(*voies de fait*)及び違法な手段を用い続けるならばそのような事実の繰り返し後に、結社が、当初の限度からはみ出て実際には違法(*illégitime*)且つ不法(*illégal*)な活動をなしているのではないか否かを決定するという問題が生じうる⁽²⁾」。

一九五八年四月一六日判決 (*Angers* 控訴院判決)

前の(イ)の事件とはほとんど同じ事件。(ウ)の事件におけるのと同じ「Equipe d'action sociale en faveur des mal-logés」と呼ばれる結社を対象とするもの。

Cが前記結社の長として行動し、不衛生な住居に住んでいたDの家族らを秘かに空いているアパートに住まわせた。アパートの所有者が立退き及び損害賠償の支払を求めるとともに前記E結社の解散を求めた。裁判所は次の様に言つて解散の要求を認めなかった。

住居に困窮している人々の緊急避難が「個人の活動を許す (excuser)」ことがありうるとしても、かかる行為が結社の活動となされた場合にはかかる「集団的な、協議された、組織的な活動を正当なものとすることはできない (ne saurait légitimer l'action collective, concertée, organisée d'une association)」。

しかし「都市において所有者が数年間アパートを空室のままにしているという事実」は「回復を求められている行為——アパートの不法占拠を指す——を大幅な程度において許す挑発 (provocation) を構成する。……事情がこのようであるから結社の無効を宣言し解散を命ずる理由がない」。

(イ)と(ウ)は同一の結社をめぐる判決である。この二つの判決はともに、第三者から出された、結社の目的が違法なことを理由とする解散の要求を斥けた。住宅事情の悪い人々のために空室のアパートを無権限で占拠することを援助する活動を継続的にしていると思われる Equipe d'action sociale en faveur des mal-logés と呼ばれる結社を違法な結社としなかった理由は、(イ)の判決では、「その結社の目的は当初はもっとも称讃すべきものであったこと」であり、(ウ)の判決では「組織的な(アパート不法占拠の)活動」は「正当なるものではない」が、(アパートを数年間空室のままにしておいたという)所有者の行為が不法占拠に対する「挑発を構成」しているからというにある。これらの判決の理由づけは必ずしも論理的に筋がとおったものとは言いがたいように思うが、ここでは、いずれの判決も、結社のアパー

ト無断占拠の援助というそれ自体としては明らかに違法な活動をしてゐる結社をも、違法な結社として解散させるということをしなかつた点が一九〇一年法三条の解釈・運用の観点から重要であるということを描きつけておきたい。

一九〇一年法三条の結社の解散をめぐる判例の動向は以上のとおりである。上にあげた諸々の判決ははっきりと一つの傾向を示している。初期においては結社の規約を検討して、規約によって定められた結社の目的が法律によって許されたものであるか否かを判断した。こうして *Pères de famille* をめぐる若干の判決は、この種の結社は初等学校に対して干渉することを目的としてゐると認定し、教育の監督は行政庁しかなしえないから、かかることを目的とする結社は違法なものであるとした。しかし後の時期になると裁判所はこのような態度をとらなくなり、結社の解散を命ずることに慎重になる。そのような態度を示す典型的な判例の一つが *Pères de famille* についての一九一八年七月二三日の破毀院判決である。この判決は規約が学校に対する監視の制度を定めてゐるだけでは結社の違法なことを認定するに十分でなく、その監視が現実には、結社又は結社のメンバーによって実現されたばかりではじめて結社の違法が問題になるとした。一九〇一年法の当初の趣旨では違法な行為をなすことを目的とする結社は直ちに解散さるべきものと考えられていて、結社が現実には違法な行為を為すことを解散の要件としてゐない。一九一八年のこの判決が結社の規約が違法な行為を為すことを定めてゐるだけでは結社を解散しえないとしたことは、解散の要件をより厳しくしたわけで、極めて重要である。最近の二つの判決（一九五七年七月九日の *Mais* 民事裁判所判決と一九五八年四月一六日の *Anges* 控訴院判決）は、結社が住宅困窮者を何の権限もなしにアパートの空室に住まわせるという明らかに違法な行為を現実に行つた——そして「住宅事情の悪い人々のために社会的活動をなす集団」との結社の名前から見て、アパートの不法占拠を何度か為してゐると思われるのだが——にもかかわらず、その結社は「当初の目的は最も称讃すべきものであつた」（前の判決）とか、「都市において数年間アパートを空室のままにしているという事実は

……(アバートの不法占拠の)行為を大幅な程度において許す挑発を構成する(後の判決)とかの理由でこの結社は解散されるべきものではないとした。これらの判決は、現在においては、司法裁判所は一九〇一年法三条を適用して結社の解散を命ずることに極端に慎重であることを示している。

(1) いわゆる違法な結社が「無効である」(三条)とする法文は一九〇一年法が結社をもって「結社契約」(contrat d'association)ととらえた——同法一条は「結社はそれによって二人又は数人が利益を分配する以外の目的の下に、継続的な仕方ですの知識と活動を共同にする契約である」としている——ことと関係し、違法な結社を設立する契約ははじめから契約として成立しないとの觀念に基くものであると考えられる。しかし一九〇一年法の下では、違法な結社だとして解散させられたばあい、結社設立契約が無効であることの法的効果が遡及することは考えられないから法文の「無効」の文言は意味をもたない。法文三条は「違法な結社は民事裁判所によって解散が宣せられる」とする趣旨と解してよい。

(2) 言うまでもないことであるが、日本においては違法な行為を為すことを目的とする結社を禁止するという一般的な制度はない。破壊活動防止法は行政権(公安審査委員会)による結社に対する干渉である点で、フランスでこれに対応するものを求めれば、むしろ後述の一九三六年法の制度に近いと思うが、この破壊法で規制の対象となる結社の行為は、違法な行為一般ではなく同法四条が限定的に列挙した犯罪行為である。この破壊法について、その制定に反対する声がよく、ために同法二条の解釈規定を置くはめになったことは周知のことである。フランスにおいては、違法な目的をもつ結社は裁判所によって解散させられるという、一九〇一年法の制度自体に対する公法学者からの批判の声は全く聞かれない。そもそも一九〇一年法について詳しく言及したものは少いため研究者が同法をどのように評価しているかはよく分らないが、たとえばビュルドーの如きは、同法が解散するか否かを民事裁判所に委ねたことを以って「結社の自由が司法権の保護の下におかれている」ことを高く評価していて、同法の制度に対する批判はしていない。G. Burdeau, *Les libertés publiques*, op. cit., p. 182. フランスの公法学者がこの違法な結社の解散の制度に異をとめない理由として、(一)フランスにおいては一般に法律をもってすれば人権をも規制しようと考え

る傾向が強いこと、(二)司法裁判所に対する信頼の念が強いこと、をあげることができよう。

(3) ケイトミは一九〇一年法三条後段は、これを文字通りに解すると例えば合法的な宣伝手段と選挙によって、共和政体以外の統

治形態を樹立しようとする政党までも禁止することになり、国民が自由に統治形態を選択するという民主主義の原則に反すると主張する。M. R. Kheitmi, op. cit., p. 111—112.

(4) C.-A. Colliard, *Libertés publiques*, op. cit., p. 583, cf. M. R. Kheitmi, op. cit., p. 114.

(5) Trib. civ. de Saint-Palais, 7 mai 1910. D. 1911. 2. 33.

(6) Trib. civ. de Bayonne, D. 1911. 2. 33. 166 *près de famille* については多くの訴訟が展開されたので、いまその規約を記しておく。

一条。結社は公立初等学校 (écoles primaires) においてカトリックの信仰とキリスト教の道徳を強固にすることを目的とする。一〇条。各カントンにおいて組織される監視委員会 (commission de vigilance) は学校において、著作 (auteurs)、制定された礼儀書 (devoirs écrits) 及び口頭の訓戒の選択に従事する。信仰に対する攻撃があった場合に、教師に対して、行政評議会 (conseil d'administration) の名で、意見 (observations) 及び要求 (réclamations) の形で干渉する。行政評議会は抗議 (protestations) 及び訴訟を留保する。」

細部にわたる点は別とすれば、(1)と(6)の判決は、ともに規約の一条と一〇条から結社の目的を認定し、違法な目的を有する結社としている点で、ほとんど同一の論理をとる。

(7) Trib. civ. Seine, 17 oct. 1934. D. H. 1934. 586. 一九六三年になって良心的兵役拒否を認める法律が制定された。一九六三年十二月二日の「徴兵法によって課された義務の履行の若干の条件にかんする法律」がそれである。この法律は一定の条件の下に良心的兵役拒否を認めた。しかしこの法律の十一條は「兵役義務を拒否する目的で、本法の諸条項の特典を受けることを他の者をして教唆する宣伝は、いかなる形態の宣伝といえどもすべて禁ぜられる」とし、この規定に違反した者に刑罰を課することを規定している。したがって、もし現在この判決で違法とされたものと同じような、兵役義務に対する抵抗を奨励し組織することを目的とする結社があるならば——最近の判例の動向から見るとこのような結社を違法でないとする可能性が強いが——違法な結社とされる可能性はなお残されているといえる。一九六三年十二月二日法について、D. 1964. I. p. 24. 武井淳「良心的兵役拒否に関する法律」(外国の立法一三三七頁以下)はこの法律の全訳と若干の解説である。なお笹川紀勝「良心的兵役拒否権」北大法学論集一八卷一五六頁以下、とくに一六六頁参照。

(8) Trib. civ. de Pau, 9 déc. 1910. D. 1911. 2. 33.

(6) Cassation, 23 juill. 1918. D. 1918. 1. 52. 檢察官が Pau, Bayonne, Mauléon Orthez の四アロンディスマンの Pères de famille に対してそれらは違法な目的をもつものではないとした Cour de Pau の判決に対し上告した。

上告理由の主な点は次の一点である。

(一) 一九〇一年法三条の違反。判決は結社の目的を判断するにあたって結社規約の一条だけを検討した。しかし規約一〇条が結社の目的を定めている。従ってこの判決は規約一条及び一〇条の解釈を誤っている。〔結社が公役務一般ないし初等教育の働きを統制し監視することは禁止されているのに規約一〇条にあげられている行為を適法だと判断したのは誤りである。〕

(10) Trib. civ. de Mans, 9 juill. 1957, D. 1958, 359.

(11) Cour. d'appel d'Angers, 16 avril 1958. D. 1958, 647.

第三節 一九三六年法が規定する行政部の命令による結社の解散

一、一九三六年法⁽¹⁾制定の理由

一九三六年法を制定するに至った理由は、一九〇一年法の違法な結社の解散の制度が、結社に対する規制として不十分だとされたからに他ならないが、その理由は二つある。第一に、この時代リーグ (ligue) と呼ばれる暴力的な右翼の結社の活動が目立ち、これに反撥する勢力がこれらの結社を強力に規制することを欲したことである。⁽²⁾ 第二に、一九〇一年法三条の、司法裁判所による違法な結社の解散の制度は、行政部(具体的には檢察当局)が解散を裁判所に要求してから判決によって解散が命じられるまで、長い期間を要したためこの制度が有効に機能しなかったことである。⁽³⁾

二、一九三六年法による規制の対象となる結社

一九三六年法は以下の三つのカテゴリーに入る結社について行政権による解散を認めることとした。⁽⁴⁾ 即ち同法は「以下の全ての結社又は事実上の集団は閣議を開いた上で大統領によって出されるデクレによって解散される」と規

定する(一条)。同法による解散の対象となる結社は次のとおりである。

A、街頭における武装した示威運動をなすもの(一項)。

B、政府によって同意を与えられた軍事役務の準備の団体・身体の訓練の団体及びスポーツ団体以外のもので、その軍隊の形態と組織によって、武力闘争集団(groupe de combat)又は私設軍隊(milices privées)の性格を示すもの(二項)。

C、国の領土の完全性(intégrité du territoire national)に攻撃を加えること、又は力によって統治(gouvernement)の共和主義的形態を攻撃することを目的とするもの(三項)。

当初のこの三カテゴリーに、後に次の二カテゴリーが付加され、現在では五カテゴリーの結社が同法の対象となるに至った。付加されたのは次のものである。

D、その活動が共和主義的合法性(légalité républicaine)の再建にかんする手段を阻害することを旨とするもの⁽¹⁵⁾。

E、敵と協力した指導者を非難する目的をもった個人(des individus ayant fait l'objet de condamnation du chef de collaboration avec l'ennemi)を集めること又は敵との協力を賞讃することを目的とするもの⁽¹⁶⁾。

三、一九三六年法による解散制度の運用の実態

一九三六年法に基いて行政権がなした解散命令に対して、結社は同法一条が明記しているように、その無効なことを求めて国務院に訴を提起しうる⁽¹⁷⁾。それ故国務院がこの制度の運用のカギを握っているといえる。以下先にあげた項目毎に同法の運用の実態を国務院の判例を中心に見ていこう。

(一)第一項の「武装した示威運動をするもの」について。一九七〇年七月二日の二つの判決は、パンフレットや機関紙から判断して、結社が「街頭における武装した示威運動をそのおかし」と認定し、この条項を適用して政府が

なした解散を有効とした。⁽⁸⁾本法制定の経過から見て、組合の示威運動には本項は適用されないものと解されている。⁽⁹⁾

(二)第二項の「軍隊的形態と組織によって、武力闘争集団又は私設軍隊の性格を示すもの」について。この点については、一九三六年十一月二七日の判決の基礎になっている政府委員の意見が詳細な基準を提示しているのでそれをしておく。⁽¹⁰⁾同判決は *Croix de feu, Bricards* など若干の結社に対して本条項を適用した重要な判決であるが、この判決において政府委員は本条項を適用した理由を次のように言った。

(a)問題の結社が「高度に階層化された組織」(*organisation fortement hiérarchisée*)をもっていること。これが最も重要な指標で、*Croix de feu* については最小単位の *main* から初まって順次上位の *groupe, section, division* へと階層をなし機動的な組織になっている。

(b)これらの結社には「強い規律」があること。前記の組織には長 (*chef*) がいてその部下は厳格な服従を求められている。

(c)これらの結社ではしばしば「慣習的な用語」(*langage conventionnel*) が用いられること。

(d)訓練が存在すること。付加的要素としてではあるが、この結社には「すみやかに且つ秘密になされる訓練」があり、これが法一条二項のあげる結社の特質にあてはまることをより明確にしている。

一九三六年十一月二七日の *Parti national populaire* をめぐる判決は、同党は *Jeunesses patriote* を継承したが、一九三六年法施行後、規約の上でも昔の誤りを直し、選挙及び議会での合法的な活動を行うこととしたとして、本条項のいう「武力闘争集団」でなくなったとする同党の主張を斥け、こう言った。

Parti national populaire は *Jeunesses patriote* の目的よりも広い目的をもつとしても、それは後者を廃止することなく、「その形態と軍事組織を変えることなく吸収した」。かくして *Parti national populaire* は「組織の本質的な

要素をなすものとして、武力闘争集団を合併した」のだから、一九三六年法一条二項に該当する。⁽¹¹⁾

(三)第三項については二つのカテゴリーを区別して考える必要がある。「国の領土の完全性」を攻撃することを目的とするものについてはこの目的があればそれだけで該当するとされるが、⁽¹²⁾「統治の共和主義的形態」を攻撃することを目的とするものについては合法的な手段によるものは解散の対象とならず、「力によって」この目的を遂げようとするものだけが解散の対象となる。⁽¹³⁾

本条項の後段、「力によって」統治の共和主義的形態を攻撃することを目的とする結社については、さらに結社が実際に力行使した場合しかこの規定を適用しえないのかどうか問題になる。一九三六年四月四日の国務院の判決は「統治の共和主義的形態に攻撃を加える(との条項)」については、対象とされた集団が実際に力に訴えた場合にしか法律が適用されず、(自分たちの結社は)「この条項を充たしていない」との申請人 (Ligue d'Action française) の副会長 (L. Lassus) の主張を斥けた。

(四)第四項は一連の結社の名を指名してこれらを解散せしめた一九四四年八月九日のオールドナンス⁽¹⁴⁾を補う形で設けられた条項である。これは元来は臨時立法 (loi de circonstance) であって、「共和主義的合法性が完全に再建された時には無用なものになる」筈であった。⁽¹⁵⁾しかし現在もこの条項は存続し、一九五二年四月四日の国務院の判決はこの規定は永続的な性格をもつものだとした。⁽¹⁷⁾

(五)第五項は対独協力者の犯罪行為に対する恩赦と引きかえに設けられたものである。⁽¹⁸⁾第五項を付加した一九五一年一月五日法は対独協力のかどで有罪とせられていた多数の人々に恩赦を与えて釈放した。これらの人々がグループをつくることを妨げようとして設けられたのがこの条項である。

四、解散権行使の態様をめぐる若干の問題

同法は対象となる結社は「閣議を開いた上で大統領によって出されるデクレによって解散される (seront dissous par décret rendu par le Président de la République en conseil des ministres)」と規定する (一条)。この行政権の解散権は自由裁量権 (pouvoir discrétionnaire) であつて、同じような結社が若干ある場合、政府はそのあるものだけに對して解散命令を発することが許されると國務院は判断した。⁽¹⁹⁾ また解散命令に理由を付することを要するか否かという問題について、國務院は(一)同法は政府に對して「デクレの本文」[corps des décrets]においてこの解散の理由 (motifs) を表明する義務を課していないこと、(二)デクレに先立って官報において公表される大統領の報告が政府がこのデクレを出すに至つた理由を明らかにすること、の二つの理由から解散命令に理由を付することは不要であるとした。⁽²⁰⁾

重要で面倒な問題として証拠の問題がある。結社の規約自身から結論が出せる場合は問題がないが、規約からは明白でない場合他の資料を用いるか。裁判所は政党の本部で押収されたところの党の實際の組織を反映している文書を考慮しようとした。⁽²¹⁾

以上一九三六年法の行政部の命令による解散の制度を見てきたがここで簡単にこの制度の実態をまとめておこう。同法は五つのカテゴリーの結社を解散の対象としているが現在において重要なのは当初から規定されている最初の三つのカテゴリーである。これらは、三項前半の「国の領土の完全性に攻撃を加える」結社だけが「暴力」⁽²²⁾ という要素が入っていないだけで、他はいずれも「暴力」⁽²³⁾ という要素を中心に構成されている。即ち第一項は「武装した示威運動」をなすもの、第二項は「武力闘争集団又は私設軍隊の性格」をもつもの、三項後半は「力によって統治の共和主義的形態を攻撃することを目的とする」ものである。それ故一九三六年法は、制定の動機においても、制度の実態においても、暴力主義的結社を対象とする規制立法だといえる。

一九三六年法の定める行政部の命令による解散に対しては、結社が国務院に訴を提起しうるから同法の運用は最後的には国務院の手に握られているといえるが、国務院の暴力主義的結社に対する態度は概して厳しい。国務院の判例に従うと、一九三六年法の運用は次のとおりである。第一項のいう「武装した示威運動をするもの」については、パンフレットや機関紙によって、「街頭における武装した示威運動をそそのかした」結社は（第一項の）解散の対象になるとされる（一九七〇年七月二二日の二つの判決）。第二項の「軍隊的形態と組織によって、武力闘争集団又は私設軍隊の性格を示すもの」については、(a)高度に階層化された組織、(b)強い規律、(c)慣習的な用語、(d)訓練の存在、をもってそのメルクマールとした（一九三六年十一月二七日判決）。この第二項について注目すべきことは、Parti national populaireについて、それが規約を変更した上で合法的な政党になったとする主張に対し、その実態を調べた上でこの主張を斥けた判決（一九三六年十一月二七日）、またラロックらの Parti socialiste français について、そのメンバーの「秘密のメモ」を証拠にして、この結社がその実体において先に解散させられた Croix de feu と同一だとした判決（一九三八年六月七日）があることである。第三項後段の「力によって統治の共和主義的形態を攻撃することを目的とするもの」については、結社が実際に力を使用することは必要でないとした（一九三六年四月四日判決）。

(1) 正式には一九三六年一月一〇日法。法文は D. 1936. I. 169.

(2) 一九三六年法は何よりも時代の要請によって生れた法律であった。一九三〇年代から右翼活動が活発になり、とくに三四年二月六日、アクション・フランセーズ (Action Française)、クルワ・ド・フク (Croix de feu) など極右団体が下院を取り囲み、暴力に訴え、成立したばかりのダラディエ内閣を辞職せしめた——二月六日事件と呼ばれている——出来事がこれら極右団体に対する脅威の念を抱かせた。当時の状況について、井上綱、世界各国史②、「フランス史」(新版)、昭和四四年、山川出版、四九六頁以下。横田地弘「反ファシズム運動」、岩波講座世界歴史②八巻一七五頁以下、とくに二〇二—二〇七頁。木下半治「ナチヨナリズムの史的考察」(一)、有斐閣、昭和三年、一二—一三頁。

(3) 一九〇一年法の司法裁判所による解散が実現するまでには多くの時間を費すのが常であった。たとえばEtoile Nord-Africaineなる結社の事例のごときは、この結社に対して一九二九年二月一六日に検察官が解散を請求したのにその後六年を経過した後にもなお判決が下されていまいと云々。R.-A.-P. Bricnet, L'évolution de la loi 1^{er} juillet 1901 sur le contrat d'association, thèse, Université d'Alger, 1943, p. 137.

検察官が民事裁判所に解散を請求してから第一審で判決が下される迄にどの位の日時を要しているか。判決の多くは検察官が解散を請求した日を記していないので明らかにできないが、ずっと後の一九五七年六月一九日に判決のあった事件(Trib. civil, de la Seine, D. 1958. 67)では一九五六年六月一日に第三者(即ち検察官以外の者)が解散を申し立ててから判決まで一年経っている。

第一審判決後上訴がなされた場合にはこれにも多くの時間を要した。例えば一九二〇年五月一〇日のBayonne裁判所判決(Trib. civ. de Bayonne 10 mai 1910. D. P. 1911. 2. 33)の例を追って見ると、控訴審判決は二年後の一九二二年五月二三日(Cour d'appel de Pau, D. P. 1912. 2. 243)であり、破毀院判決はその六年後の一九一八年七月二三日(D. 1918. 1. 52)であった。結社を解散させるためにこのように長日時を要する手続が有効に機能しないことは明らかである。

一九〇一年法による違法な結社の解散の手続が時間がかかり過ぎて解散が実効性を失うに至ったため、これに対する処置として一九三五年一月二三日法(デクレ・ロワ)(D. 1935. N 369)が制定せられた。これは一九〇一年法七条に「裁判所が仮処分として、上訴によっても効力を妨げられないものとして、部屋の閉鎖と結社のメンバーによる全ゆる集会の禁止を命じうる」旨の条項を付加するものであった。

(4) 議会の審議において、政府は当初法律による「自動的解散」(dissolution de plein droit)、即ち法律の成立、公布とともに何の手続も要せずにこの法律が規定する諸特徴を示す結社が解散すべきこととなる制度を望んだ。しかしこの方法は結果として個々の結社が解散すべきか否について認定する仕事を司法裁判所に委ねることになるだろうとしてこれに反対する声が強く出され、結局政府に解散権を与えることになった。G. Peiser, La dissolution par décret des associations et groupements politiques français, D. 1963. chronique, p. 59.

(5) 一九四四年十二月三〇日のオールドナンス(D. 1945. L. 19)によって一九三六年法の修正という形で付加された。

(6) 一九五一年一月五日法(D. 1951. L. 24)二九条によって付加された。

- (7) 同法は解散を命ずるデクレの無効を求める訴が国務院に提起された場合、「国務院は緊急に判断を下さなければならない」との規定(一条後段)をおいた。
- (8) 一九七〇年七月二二日の二つの判決はこのことをはっきりと示した。一つは *Voix ouvrière* が、パンフレット(tract)によりまた機関紙 *Voix ouvrière* 紙によって「街頭における武装した示威運動をそのかした」として事実上の結社たる *Voix ouvrière* の解散を正当なものと判断した (Lebon, 1970, p. 501)。こゝ一つは *Jeunesse Communiste Révolutionnaire* などが、パンフレット及びポスター (affiche) の配布によりまた活動家に対する指令によって「街頭における武装した示威運動をそのかした」として *Jeunesse Communiste Révolutionnaire* などの解散を正当なものだとした (Lebon, 1970, p. 499)。
- (9) G. Burdeau, *Les libertés publiques*, op. cit., p. 183.
- (10) この判決については Lebon, 1936, p. 1039 及び S. 1937, 3. 11. 政府委員の意見は後者の p. 15—16 にある。G. Peiser や R. Bricet などの研究者はこの政府委員の意見が「一条」項について適切な基準を示したものと高く評価している。G. Peiser, op. cit., p. 62. R. Bricet, *Associations et syndicats*, p. 25.
- (11) C. E. 27. nov. 1936, Lebon, p. 1040.
- (12) 一九四七年—一九五八年の間、海外の領土の独立を認めよと主張する多数の結社がこの条項を適用して解散させられた。G. Peiser, D. 1963, *chronique*, p. 63.
- (13) 一九三六年法の政府草案も政党は体制の形態について全く自由に意見を表明しうることを認めていた。G. Peiser, D. 1963, *chronique*, p. 63.
- (14) C. E. 4 avril 1936, Pujol, de Lassus et Réal del Sarthe, Lebon, 1936, 456, S. 1936, 3. 3.
- (15) 一九四四年八月九日のオルドナンス (S. 1944, L. p. 1585 et suiv.) 十条は若干の結社 *Légion française des combattants*, と列挙されたいわゆる反国家的グループを解散した。
- (16) G. Peiser, D. 1963, *chronique*, p. 63.
- (17) *Mouvement socialiste d'Unité française* と呼ばれる結社を解散した命令の効力を争った事件。C. E. 4 avril 1952, Lebon, 1952, p. 209.
- (18) R. Bricet, *Associations et syndicats*, op. cit., p. 26 n° 42. G. Peiser, D. 1963, *chronique*, p. 61.

(19) 有名な Ligue d'Action française に対する解散命令の効力をめぐる一九三六年四月六日判決がこの判断を示した。この事件で Action française は一九三六年法によって解散されるべき他の集団は解散されず Action française のみが解散されたのは権力濫用 (détournement de pouvoir) になり違法だと主張した。これに対して国務院はこう判断した。「(Action française のみを解散した) この事情は本来このデクレを違法とするものではない、政府が公益の擁護以外の目的を有して上記のデクレを用いたとすることを明らかにすることは出来ない」C. E. 4 avril 1936, Lebon p. 455. S. 1936. 3. 43. D. 1936, J. 38.

この点に関して同年十一月の二つの判決は全く同じ趣旨の判断を示した。Croix de feu. せぐせぐ C. E. 27 nov. 1936, Lebon. p. 1039. 及び Parti national populaire をめぐる C. E. 27 nov. 1936, Lebon, p. 1040 がそれである。なお権力濫用をめぐる一般的な問題について阿部泰隆「フランス行政訴訟論」昭和四十六年、有斐閣、八三頁以下参照。

(20) 前記 C. E. 4 avril 1936.

(21) 一九三八年六月七日判決。ラロック (La Rocque) らが Croix de feu. が解散させられた後 Parti socialiste français (P. S. F.) をつくった。一九三六年法は解散された結社を再建することを禁止、処罰規定をおいている。P. S. F. はその実体において Croix de feu と同一であるか否かが論争の的になった。控訴院は次のような被疑者の一人の秘密メモ (note confidentielle) を重視した。それはこう記していた。「状況が我々に表皮を変えることを強いている。それ (状況) は我々の魂を変えさせることは出来ない。P. S. F. は新しい政党ではない、それは戦争から生まれた革新という大きな運動の状況に適応した形態にすぎない。」

Croix de feu. の神秘は今や P. S. F. の基礎である」

一九三八年六月七日 Cour d'appel de Paris, Gaz. Pal. 1938. 2. 391.

第二章 (および一―二) まとめ

フランスにおいては政党をとくに一般結社と区別して規制する法制はとっていないので、政党に対する規制は一般結社に対する規制の中で考察すれば足りる。結社に対する規制としては三つの制度がある。(一)は一九〇一年法の規定

する結社の民事上の能力の制限、(二)は一九〇一年法の規定する違法な結社の民事裁判所による解散、(三)は一九三六年法が規定する、主として暴力主義的結社を対象とする行政権の命令による結社の解散である。これらの制度の運用の実態は次のとおりである。

(一)一九〇一年法は結社を届出結社、無届結社、公益結社の三カテゴリーに分けたが、政党は公益結社と認められることは考えられないから、届出結社、無届結社として存在しうる。届出結社、無届結社の民事上の権能に対する一九〇一年法の制限は極めて厳格であるが、この厳格さは裁判所による法の運用によって大幅に緩和されている。しかし法による規制が元来厳格なため、法の運用によってその厳格さが緩和されたとはいえない。無届結社は司法裁判所に告訴しえないとか、無届結社・届出結社とも贈与や遺贈を受けえず、不動産の所有が厳格に制限されるなど、かなり厳格な制限がある。

(二)一九〇一年法は違法な結社は民事裁判所によって解散が宣せられる旨規定した。より具体的には(1)法秩序に反する違法な結社と(2)「国家領土の完全性および統治の共和主義的形態を攻撃する」ことを目的とする結社を違法な結社とした。しかし現在では(2)のカテゴリーの結社は一九三六年法による規制の対象になったので、これに対して一九〇一年法の制度が用いられることは考えられない。(1)の狭義の違法な結社に対しても、裁判所は次第に結社を違法だとすることに慎重になって来ている。例えば *pères de famille* という公立初等学校においてカトリック教の信仰の尊重を監視・要求する結社(この種の結社は各地にあった)に対して、裁判所は初期においてはその規約から、「それが教育に對する干渉と教師の行動の統制を組織する」ことを目的とする違法な結社だとし、結社の解散を命じた(一九一〇年五月七日の *Saint-Palais* 民事裁判所及び一九一〇年五月一〇日の *Bayonne* 民事裁判所)が、一九一八年七月二三日の破毀院判決は同種の結社(同じく *pères de famille* と呼ばれる結社)を適法なものとした。この判決では(少くと

もこの種の結社については、その規約が学校に対する「監視の制度」を規定しているだけではこれを解散するに十分でなく、それが具体的に実行されなければならないとの態度を示した。一九〇一年法の元来の解釈では結社が違法な目的を有すればそれだけで解散を命じうるとされていたのであるから、これは同法の実質的な修正（解散要件の厳格化）であるといえる。さらに比較的最近の二つの判決（一九五七年七月九日の *Mans* 民事裁判所判決及び一九五八年四月一六日の *Argeles* 控訴院判決）はいずれも、住宅困窮者を無断で空室のアパートに住ませるといふ活動をしている「住宅事情の悪い人々のための社会活動の集団」という名の結社の解散を求めた第三者からの訴を斥け、この結社の解散を命じることをしなかった。これらの判例の動向から見ると、現在においては、結社がその目的が違法であるとして一九〇一年法三条を適用して解散を命ぜられることは極めて例外的にしかありえないといえる。

(三) 一九三六年法は行政部の命令によつて結社を解散しうる制度を設けたが、この法律が対象とする結社は、基本的には暴力主義的結社である。この法律による行政部の（結社の）解散命令に対しては、結社が国務院に訴を提起しうるから、同法の運用は最終的には国務院の手に握られているといえるが、国務院の暴力主義的結社に対する態度は極めて厳しいといえる。たとえばパンフレットやポスターで（第一項のいう）「武装した示威運動」をそのかした結社の解散を正当とした判決（一九七〇年七月二一日）、（第三項の）「力によつて統治の共和主義的形態を攻撃することを目的とする」結社について、実際に力を行使する必要はないとした判決（一九三六年四月四日）、（第二項の）「武力闘争集団」に該当するか否かに關して、*Parti nationale populaire* がかつての規約を変更して合法的な政党になったと主張したのに対して、その実態を調べた上でその主張を斥け、*Parti nationale populaire* は武力闘争集団に入るとした判決（一九三六年十一月二七日）、結社のメンバーの「秘密のメモ」を証拠として、この結社がその実体においてすでに解散させられた結社と同一だとした判決（一九三八年六月七日）などはそれを示す。

※

以上、第一章第二章でフランスにおける政党・結社の自由と規制を検討してきたので、ここでフランスの法制の特徴を要約しておこう。先ずことわっておかなければならないことは、フランスにおいては自由の保障についても規制についても、政党と一般の結社は全く区別されていないから、政党の自由と規制については、結社一般の中に入れて考察することが必要であり且つそれで十分だということである。

現行フランス憲法は基本的人権の保障を日本国憲法第三章の人権規定のような形では規定していないが、一九〇一年法が宣言した「結社の自由」は憲法がその前文で尊重することを宣言した「共和国の諸法律によって認められた原理」に入るとされているから、「結社の自由」は憲法的な権利である。一九七一年七月一六日の憲法院の判決はこの「結社の自由」を、自由を拡大する方向で、明確にし且つその効力を強化した。即ち同判決は結社の自由は(一)結社を自由に設立しうることを、(二)一九〇一年法の手続に従った届出をなすというだけの条件で法的権能を獲得しうることを、(三)結社設立に先立ってなす事前統制は司法裁判所によるものであっても許されないこと、(四)以上の原則に抵触する法律は違憲であること、を明らかにした。この判決が明らかにした原則が現行フランス憲法下の結社の自由だといえる。

政党を含む結社を規制する制度としては三つの制度がある。(一)は一九〇一年法による結社の法的権能とりわけ財産上の権能の制限、(二)は一九〇一年法の違法な結社の司法裁判所による解散、(三)は一九三六年法による行政権の命令による結社の解散である。(一)の結社の法的権能の制限については民事裁判所が大幅に規制を緩和してきているが、元來の法文の規制が極めて厳しいため、いままお結社の財産上の権能は、無届結社についてはもとより、届出結社につい

でも相当に制限されている。(二)の一九〇一年法による結社解散の制度は現在においては結社を規制する有効な働きをしているとはいえない。そもそもこの司法裁判所による結社の解散の制度は長い日時を要するうえ、司法裁判所は結社を違法だとして解散を命ずることに極めて消極的だからである。結社の解散の方法としては、現在では(三)の行政権の命令による解散の制度が一般的に用いられている。この制度は、それが設けられた事情からいっても、現在の運用の実態からいっても、基本的には暴力主義的結社に対処するためのものである。この制度による行政権の解散命令に対しては國務院に訴が提起されるから、この制度の運用のカギをにぎっているのは國務院であるが、國務院は暴力主義的結社に対して極めて厳しい態度で臨んでおり、そのことが政府による同法の頻繁な適用を可能にしているといえる。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XXVII No. 1

SUMMARY OF ARTICLES

La position juridique des partis politiques sous la
Constitution française. (1)

Yoshiyasu Ono

Cet article a pour objet d'éclaircir quelle place occupent les partis politiques sous le système de la constitution française actuelle. La constitution française de 1958 a une clause relative aux partis politiques (l'article 4). Cette clause est semblable à l'article 21 du Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland(1949), mais elle ne distingue pas la conception des partis politiques de celle des associations en général et elle ne produit pas l'effet d'éliminer les partis politiques contraires à la constitution. À cet égard, l'article 4 de la constitution française diffère de l'article 21 du Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland. Le système juridique des partis politiques sous la constitution française actuelle ressemble plutôt à celui du Japon actuel dont la constitution n'a cependant aucun article relatif aux partis politiques.

I. Traditionnellement et actuellement en France la liberté et la réglementation des partis politiques ne se distinguant pas de celles des associations en général, il me semble nécessaire et suffisant d'étudier la liberté et la réglementation des associations en général pour connaître celles des partis politiques.

La constitution française de la IV^e République a implicitement compté la liberté d'association qu'a déclaré la loi du 1^{er} juillet 1901 parmi "les principes fondamentaux reconnus par les lois de la République" (Arrêt du Conseil d'État du 11^e juillet 1956 l'a confirmé). Par conséquent on peut dire que la liberté d'association est une liberté constitutionnelle. La décision du Conseil Constitutionnel du 16^e juillet 1971 l'a confirmée. Cette décision déclare d'ailleurs que les associations peuvent acquérir la capacité juridique sous la seule réserve du dépôt d'une déclaration préalable et que la constitution d'associations ne peut être soumise pour sa validité à l'intervention préalable de l'autorité administrative ou même de l'autorité judiciaire. La liberté d'association que cette décision déclara dériver de l'article 2 de la loi du 1^{er} juillet 1901 relative au contrat d'association. Mais cette liberté est plus étendue que celle de la loi du 1^{er} juillet 1901, les jurisprudences de la juridiction judiciaire et du Conseil d'État l'ayant étendue et

fortifiée. La loi du 1^{er} juillet 1901 comprend originairement deux aspects : elle déclare que les associations de personnes pourront se former librement ; mais elle réglemente rigoureusement la capacité juridique de l'association et établit le système de la dissolution de l'association dite illicite.

II. Il y a trois systèmes de la réglementation des associations y compris les partis politiques. 1° Le système de la réglementation de la capacité juridique des associations prescrit par la loi du 1^{er} juillet 1901. 2° Le système de la dissolution des associations dites illicites prescrit par la loi du 1^{er} juillet 1901. 3° Le système de la dissolution par le décret du pouvoir administratif prescrit par la loi du 10^e janvier 1936. Seul le troisième système qui vise principalement les associations qui usent de la violence fonctionne le plus efficacement. Le premier système a été tempéré par les jurisprudences de la juridiction judiciaire et le deuxième système ne fonctionne presque pas actuellement.